

平成23年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成23年3月8日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 太田 健一	2番 野並 享子
	3番 小菅 六雄	4番 高橋 繁夫
	5番 内田 聡史	6番 奥村 治男
	7番 矢野 隆行	8番 梶山 幾世
	9番 井狩 辰也	10番 市木 一郎
	11番 坂口 哲哉	12番 田中 良隆
	13番 中島 一雄	14番 丸山 敬二
	15番 西本 俊吉	16番 三和 郁子
	17番 鈴木 市朗	18番 田中 孝嗣
	19番 立入三千男	20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	南 喜代志	総務部長	岡野 勉
		(選挙管理委員会書記長)	
市民部長	高田 一巳	健康福祉部長	新庄 敏雅
健康福祉部政策監	岩井 敏	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	環境経済部政策監	竹内 睦夫
教育部長	東郷 達雄	政策調整部次長	中島 宗七
総務部次長	井狩 重則	広報秘書課長	寺田 実好
企画財政課長	立入 孝次	総務課長	遠藤 伊久也

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	佐敷 政紀
書記	三上 忠宏	書記	吉川 加代子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第8号から議第36号まで
(平成23年度野洲市一般会計予算 他28件)
質疑
- 第4 議第8号から議第18号まで
(平成23年度野洲市一般会計予算 他10件)
予算特別委員会付託
- 第5 議第19号から議第26号まで
(平成22年度野洲市一般会計補正予算(第6号) 他7件)
討論、採決
- 第6 議第27号から議第36号まで
(野洲市人権センター条例 他9件)
常任委員会付託
- 第7 請願第1号及び請願第2号
(住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書 他1件)
常任委員会付託
- 第8 代表質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長(立入三千男君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(立入三千男君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しております

のでご了承願います。

(日程第2)

○議長(立入三千男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第2番、野並享子君、第3番、小菅六雄君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、議第8号から議第36号まで、平成23年度野洲市一般会計予算ほか28件を一括議題といたします。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第2番、野並享子君。

○2番(野並享子君) おはようございます。議第27号、野洲市人権センター条例について質疑を行います。

本条例は、人権情報センターが人権センターにかわるというだけの問題ではありません。人権センターの第1条に、部落差別を初めとするあらゆる差別とあり、あらゆる差別の人権センターではなく部落差別を特別扱いする文言となっています。この条例の基礎になっているのが、平成16年10月に施行された野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例と説明がされました。この条例の第1条の目的で、部落差別を初めとするあらゆる差別となっており、当時条例制定には反対をいたしました。平成19年10月に施行されましたまちづくり基本条例の第3条では、いかなる事由による差別も受けずとあり、部落差別だけを取り立てて特別扱いはしていません。この条例の位置づけについて、第27条で、この条例は本市のまちづくりにおける最高規範とし、他の条例、規則などの制定、改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しますとあります。新たな条例をつくるのであれば、最高規範とされるまちづくり基本条例を基本にすべきですが、見解を求めます。

次に、第3条で、次に掲げる事業を行うの、その1項で、同和対策及び人権施策に関することとあります。ここでも人権施策全般でなく、わざわざ同和対策が入っています。国では同和対策特別措置法は廃止され、一般施策化に移行することがなされていますが、このようなときに時代に逆行する条例の内容になっています。また、3項で、人権相談に関することを事業に掲げていますが、このような人権センターでは、一般的な人権相談、例えば町内でトラブルが起きて人権問題になっていることや、家庭内での虐待などでの人権相談、賃金差別や労使間における人権相談など、さまざまな問題を相談するセンターには

ならないのではないのでしょうか。これまで、そのような相談は市役所で人権擁護委員による相談受け付けがされており、全市民があらゆる相談に乗ってもらえる雰囲気がありました。今回の条例にあるような人権センターでは、ややもすると部落差別を扱うセンターというイメージになります。第3条の1項の「同和対策及び」を削除すべきですが、見解を求めます。

さらに、人権擁護や人権救済など、当然必要なことであり否定するものではありませんが、このような条例をつくり市が行うものではないと考えます。人権擁護委員による相談を市役所で定例的に行う、人権啓発に関しては市民からの自発的な行動を基本にすべきであり、上から押しつけるものではないと考えますが、見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） 皆さんおはようございます。それでは、野並議員のご質問にお答えをしたいと思います。野洲市人権センター条例のご質問でございます。お答えいたします。

1点目の、新たな条例はまちづくり基本条例を基本にすべきとのことですが、野洲市の人権施策につきましては、まちづくり基本条例第3条の人権の尊重を受けて、野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例が担っているものでございます。人権センターは、野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例を具現化することから、この条例の目的の条文を引用したものでございます。したがって、まちづくり基本条例の趣旨に反するものでないと考えております。

2点目の、人権センター条例第3条第1号の同和対策を削除すべきとのことですが、同和対策審議会や人権施策審議会において、現時点での野洲市は同和行政を継続すべきであるとの意見が多く、第2次の同和対策基本計画及び人権施策基本計画を策定しているところでもあり、削除する段階ではありません。

3点目の、人権相談、人権救済の啓発などの取り組みではありますが、どのように行動するかを決めるのは、相談者本人であります。相談担当者は解決のため、制度や関係機関などについて情報を提供し、制度や機関の間をコーディネートすることで相談者の正しい判断のサポートを行うことが必要であります。現在、人権擁護委員による相談所は、市役所で2カ月に1回開設しておりますが、4月以降は人権センターで毎月1回の開設とし、相談機会を充実いたします。相談者が相談しやすい雰囲気づくり、庁内相談ネットワークにより相談者が満足できる体制づくりに努めてまいります。また、人権啓発につきましては、

野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例に基づきまして、野洲市人権啓発推進協議会や、企業人権啓発推進協議会が現在も主体となって啓発をしていただいております。引き続きまして、市民と行政が協働し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 今、言葉で言いましたけども、これが野洲市のまちづくり基本条例に関する条例では部落差別を初めとするあらゆる差別というふうな形になっております。まちづくり基本条例ではいかなる事由による差別という形になっております。この事由というのはすごく通常使われない言葉なんですね。私もちょっとこれどういうふうな部分かなと思ひまして、調べてみましたら、物事の理由、原因となっている事実ということですね。だから結局、いろんな部分を総称して「いかなる事由による」というふうな形になっております。今やるべきことは、本当に部落差別を初めとするというふうな形で特別なものをやる時代ではない。特別対策もなくなりまして、今、まちづくり基本条例を具現化したということをおっしゃいましたね。具現化されたとするならば、特別なものではなくて、私はあらゆる差別という、これ一本にすべきやと思うんですよ。具現化されたのならば。いかなる事由による差別というのと、部落差別を初めとするというふうなものを取っ払ってしまって、あらゆる差別、これが具現化のことではないでしょうか。何で部落差別を初めとするというのが加えられなければならないのか、ここを規範にするんでしょう。まちづくり基本条例を新たにつくる条例ですから、この条例を規範にしたら、これしか出てこないんですよ。どうしてそれを入れられるのか、それをもう一度お答えしていただきたいと思ひます。

それと、次におっしゃいました同和対策の削除すべきということに対しまして、継続すべきとされているというふうなことをおっしゃいましたけども、これもやはりどうして同和対策だけを特別に出されるんでしょうか。この事項の中の1項で人権施策に関することという形で出てますよね。そしたらわざわざ同和対策ということを出す必要はなく、ここも削除して人権施策に関するものでいいのではないのでしょうか。それであらゆる差別に関する問題、あらゆる人権に関する問題が、ここでまたきちっと網羅されるというふうに思ひます。その点どういうふうにお考えでしょうか。この人権センターですが、滋賀県内に行政が設置している人権センターがどこにあるのか、ご答弁をお願いしたいと思ひます。どこにあるんですか。私が知っているのは甲賀市に三雲人権センターとか、草津にある人権

センターとかいうのを知ってますけども、滋賀県内で行政が主体となって設置している人権センターというのは、どれだけありますか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） それでは、野並議員のご質問にお答えをしたいと思います。
3点ですね。

まず、今の条例の中で使っております部落差別を初めとするあらゆる差別ということでのご質問で、部落差別だけを特別扱いするべきではないというご意見やと思います。特別扱いというよりも、我が国固有の同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえております。今日まで同和行政によって培ってきました教育や啓発などの手法をあらゆる人権問題の解決へ発展させ、差別のない社会を実現していきたい、目指したいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと同和対策と人権施策ですか、その一本化ということでございますが、先ほど最初のお答えでも申し上げましたが、それぞれ審議会を持ってございまして、その審議会の中でも、審議会の統合等、計画の一本化も提案をしてきましたが、両審議会委員の方から現段階では時期尚早ではないかという意見も多く占めたことから、そのことについても継続審議となってございます。そういうことから現在、二次計画案の策定中でございますが、その統合に向けたスケジュール案も表記しながら、5年後には計画の一本化の方向で審議会に現在諮っているところでございますので、この点も合わせてご理解をいただきたいと思っております。

それと人権センター、いわゆる市行政主体の人権センターということでございますが、今把握しているのは草津市ですね。あとは社団法人とかいう法人格での人権センターというふうに理解をさせていただいておりますので、そういうことでよろしく願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○2番（野並享子君） 社団法人も含めて幾つあるのと聞いている。

○総務部長（岡野 勉君） ちょっと休憩をとってください。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩します。

（午前9時16分 休憩）

（午前9時17分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（岡野 勉君） 申しわけございません。県内で5カ所ございまして、草津が行政主体ということでございます。あと甲賀あるいは近江八幡市、そして滋賀県の人権センターということですね。それが社団法人あるいは財団法人でございます。そしてもう1つが野洲市が今日まで人権情報センターということでやってまいりました、それが1カ所あって、これは行政主体でございますが、以上のような県内の状況でございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 人権センターというところ、あらゆる人権相談というイメージではないんですね。私、甲賀の三雲の人権センターにも寄せていただきました。部落解放同盟の事務所と違うかなと思うほど、その関連した書籍、雑誌、新聞、もちろん解放新聞というのがずらっと並んでいました。ポスターもそういうものが張っていました。草津も訪ねてみました。社団法人ですね。草津の人権センターも部落解放同盟の関係する書籍がずらっと並んでいる。全体のあらゆる人権相談というふうなものにはなっていないというのが、行かれた方の話でした。今、八幡にもこの社団法人の人権センターがあります。議会の中ではそのところに法人に出している補助金、もうやめよという形で今話がそういうふうな議論になっているという状況で、今全県的にこの人権センターをつくっていかうという方向ではなく、そういった特別な人権センターはやめていくというのが方向なんですよ。それをあえてわざわざ野洲がこういった条例を設置し、市としてやっているのが草津市しかないというような中で、特別法もなくなって、一般施策化していかんなんという、今その途上にある中で、どうしてわざわざ市としてつくっていかなくてはならないのかという、この人権センターの設置そのものがやはり時代に逆行しているという状況ではないかと思いますが、その点、いかがお考えでしょうか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） 再々質問にお答えをしたいと思います。

野並委員のおっしゃる、逆行しているのではないかということなんですけども、今回条例設置に当たりまして、この事業の中にも書いてございますが、人権相談をやっていこうというのが大きな柱でもあると思います。やはり今、市民の方も人権に関していろいろご相談もしたいというようなことも聞いておりますし、現実にも人権養護委員等の相談も今では2カ月に1回でございまして、やっていただいております。そういう相談も受けてお

られるというふうに思っていますので、やはりそういう部分で人権相談を受けながら、その相談される方々の道筋といいますか、どういうふうにやっていただくかといいますか、そういうことをそこでコーディネートしたりと。それと先ほども申し上げましたが、相談も市のできる範囲には限界もあると思いますので、やはりそこらも見定める必要もございまして、そして今、国でも人権侵害救済法ですか、ちょっとネットで調べても、いろいろ要請したとかいうことで今国会にも何とか提案してとかいうことも聞いておるんですけども、そういう部分でやはり、市民さんのそういう困っておられる方を何とか行政として救済をとるか、そういうことができないかなというのが大きな今回柱で、まずは相談体制を充実したいという思いで、今回の大きな設置条例の柱にもなっております。

この前の市民の集いのアンケートでもやはり市役所のそういう人権侵害とかを受けた場合、どこへこうご相談されるかという説明もあったわけですが、解決方法ですね。そういう言い方でお聞きをしてるんですけども、やはり市役所の相談窓口へ相談したいという方、40%以上の方がそういう回答もされている現状もございまして。そういうことも踏まえまして、やはり相談体制の充実といいますか、相談業務をその人権センターの中でやっていきたいというふうに、こう思っておりますし、あそこの2階には今、人権教育課、そして人権施策推進課もございまして。当然、人権センターとの仕事のすみ分けもしなくてはなりませんけども、やはりうまく2階部分で市の人権部分をあそこでノウハウを蓄積して、あるいはそれを市民の方に提供していくといいますか、そういうことが大事であるというふうに思っておりますので、何も逆行することではないと思います。やはり市民の皆様方の人権侵害等に対する取り組みを充実していくといいますか、ただ先ほども言いましたが、行政における限界もございまして、そこらは国等の機関とやはり連携といいますか、そういうことも必要にはなってくると思いますので、市の行政としてできる範囲で充実をしていきたい、あるいは相談をしていきたい、相談を受けていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 以上で通告による議案質疑は終結いたします。

（日程第4）

○議長（立入三千男君） 日程第4、議第8号から議第18号まで、平成23年度野洲市一般会計予算外10件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第8号から議第18号までの各議案は会議規則第39

条第1項の規程により、予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、議第8号から議第18号までの各議案は予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

（日程第5）

○議長（立入三千男君） 日程第5、議第19号から議第26号まで、平成22年度野洲市一般会計補正予算（第6号）外7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議第19号から議題26号までの各議案は会議規則第39条第3項の規程により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、議第19号から議第26号までの各議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議題になっております議第19号から議第26号までの各議案について討論を行います。討論はございませんか。

○議長（立入三千男君） 討論がないようですので、これを持って討論を終結いたします。

これより議第19号から議第26号までの各議案について順次採決いたします。お諮りいたします。

まず、議第19号、平成22年度野洲市一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議第20号、平成22年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議第21号、平成22年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は

原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議第22号、平成22年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議第23号、平成22年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議第24号、平成22年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議第25号、平成22年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議第26号、平成22年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

(日程第6)

○議長（立入三千男君） 日程第6、議第27号から議第36号まで野洲市人権センター条例外9件を一括議題といたします。ただいま議題となっております議第27号から議第36号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり各常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第7）

○議長（立入三千男君） 日程第7、請願第1号及び請願第2号、住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書外1件を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号及び請願第2号については、会議規則第92条第1項の規定により、請願文書表のとおり、環境経済建設常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第8）

○議長（立入三千男君） 日程第8、これより代表質問を行います。

代表質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位はお手元の代表質問一覧表のとおりであります。

暫時休憩いたします。

（午前 9時32分 休憩）

（午前 9時50分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、代表質問については一覧表のとおりでありますので、順次質問を認めます。

野洲新風クラブ、第11番、坂口哲哉君。

○11番(坂口哲哉君) 皆さん、おはようございます。第11番、坂口哲哉でございます。議長のお許しをいただきましたので、野洲新風クラブを代表して質問させていただきます。

まずは、ニュージーランド南島クライストチャーチ市で起きた大規模地震で被害に遭われた方に対してお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方にお悔やみを申し上げます。

さて、質問させていただく前に私の思いを述べさせていただきます。その思いとは、私も地方公務員として40年間お世話になり、その間紆余曲折がありましたものの大過なく過ごさせていただき、退職させていただきました。常に次の言葉を心に秘め、仕事に邁進してきたつもりであります。その言葉とは、「民は国の基、吏は国の雇い」。この言葉を私なりに解釈するならば、国は民によって構成され、国をつくり上げている。そして、吏と

は公務員のことであると思います。辞令をもらったときに事務吏員と職名が書かれてあると思います。したがって、公務員は民に雇われているのだということになります。しかしながら、首長は選挙によって当選され、その選挙公約並びに所信表明されておられ、そのもとにおいて在職中、仕事を行なってまいりました。しかし、首長も人の子、間違いがあると思います。それを正すのも我々の仕事だと思っておりました。だから、次のことを進言申し上げてきましたが、その実現に至っておりません。

まず1つ目は、道路網の整備計画であります。旧野洲町で東西南北での道路網がどれだけあるかということであります。このことを当時の町長に進言しますと、こっぴどく怒られました。もう1つは、現在のJR琵琶湖線、新幹線、そして国道8号線の3路線であります。この3路線の幅が一番狭いのが旧野洲町であります。この3つを利用する方法を考え、野洲の町を活性化することができるのではないかということであります。3つ目、4つ目とまだまだございますが、切りがございません。したがって、私の思いの一端を述べさせていただきます。

では、8項目にわたり質問させていただきます。

新聞報道によりますと、日本銀行は2月15日の金融政策決定会合で、当面の金融政策は現状維持とする一方、景気の基準判断を「改善テンポが鈍化した状態から徐々に脱しつつある」に引き上げ、景気判断を9カ月ぶりに前進させたとなりました。また、政府は先月公表した2月の月例経済報告では景気の基準判断を「持ち直しに向けた動きがみられ、足踏み状態を脱しつつある」とし、2カ月連続上方修正をしました。このように景気には少し明るさが見えてきたようです。しかしながら政局の不安は続き、国家予算の動向が見えて来ない中、山中市長を初め職員の皆様方には日々市民福祉向上のため努力され、職務に精励されること大変御苦労さまでございます。

それでは、野洲新風クラブを代表して質問いたします。

まず初めに、中長期の財政計画策定についてお伺いします。財政状況が厳しい中、山仲市長は昨年度「財政健全化集中改革プランー出直し元気野洲プランー」を策定され、財務体質の改善に取り組んでこられたところです。平成23年度はその2年目となりますが、その財政状況は相変わらず厳しい状況にあるといえます。財政調整基金残高は4億5,500万円となる見込みであるとのこと。また、地方交付税の合併優遇措置が平成27年度から段階的に縮小されることなどを考えると、早急に中長期の財政計画を策定する必要があると思われませんが、所見をお伺いいたします。

次に、職員数についてお伺いします。嘱託職員数、臨時職員数を合わせると正規職員数を上回っている現状をどのように考えておられるのか、今後どのような方向に持っていかれるのかお伺いいたします。

次に、福祉関係で介護施設の整備についてお伺いいたします。現在、本市として大規模な施設整備をするのではなく、住み慣れた地域で介護サービスが身近に受けられるよう、地域密着型の小規模な介護老人福祉施設や認知症グループホーム等の整備促進を図るとのお考えのようですが、後に数十年でダンコンの世代が75歳を迎えます。現状では対応不可能と思いますが、長期ビジョンとして取り組む必要があると考えますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

次に、道路網の整備計画についてお伺いいたします。先に述べましたとおり、こっぴどく怒られました道路網の整備計画であります。聞くところによりますと、旧野洲町で道路網の整備がワースト1と聞き及んでおります。さきの選挙区選挙で初めて当選された元衆議院議員の岩永峰一氏が「野洲さん、困った、困った」と言われたことがあります。何が困ったのか尋ねますと、昭和55年に「道路網整備計画」が国へ提出されてないということでありました。現にそうなのかお伺いします。

野洲甲西線の渋滞問題で国道8号線バイパスについてお伺いします。昨年11月に国道事務所、県道路課、関係3市で構成する「国道8号野洲栗東バイパス調整会議」が設置されたとのことですが、以後の活動状況をお伺いいたします。また、地元の合意がとれていないと思っておりますが、現在の取り組み状況についてお伺いいたします。湖南幹線の取り組み状況もあわせてお伺いいたします。渋滞が起こるから道路をつくるのではなく、道路は今や生活に欠かせない施設であります。そういった状況をかながみて、国、県が実施する道路網の整備だけでなく、安心、安全の見地からして、例えば、三上市三宅線道路改良工事（歩道・自転車道）についてであります。補助を受けて市単独の道路整備、市全体でございますけれども、今後どのようにされるのかお伺いいたします。

次に、農業に対する考え方についてお伺いいたします。戦後、日本の経済を支えてきたのは農業だと聞き及んでおります。その農業が壊滅状態になっているところへTPPという自由貿易になりますと、ますます農業への魅力が薄れ、国土が荒れ地状態になることは必須であると思われまます。そのような農業に農業振興計画を立てると前回の一般質問で回答されましたが、その計画はいつ完成するのか。また、農業後継者と新規就農希望者の問題についてですが、現状を調査し、関係機関と連携を図り、後継難の農家と新規就農希望

者をマッチングするシステムづくりをしてはどうかと考えます。それには、米づくりだけではだめだと思い、設備投資も必要だと考えます。それに対する補助的なものが要ると思われませんが、今後の農業に対する考え方についてお伺いいたします。

次に、地域への要望に対する対応についてお伺いいたします。それぞれの地域より要望が出されていると思います。この要望にお答えするのにどのような対策をお考えなのかお伺いいたします。今やどこの地方自治体も財政難で苦勞されているところではありますが、年ごとに地域を定め、少しでも要望におこたえすることができないものかお伺いします。

次に、国民健康保険についてお伺いいたします。高度医療が発展することは喜ばしいことではありますが、その医療費が高騰し、国保会計に大きく影響を及ぼすこととなります。したがって、国の補助は限られているものの少しでも支出を抑え、保険税への負担が少しでも軽減されるよう要望するとともに、一般会計からの根拠のない繰り入れは国保に関係のない人からの批判を浴びることとなります。国保会計が赤字になりますと大変なこととなります。そこで保険税の値上げが予想されますが、赤字になってからでは遅く、今少しでも財源を確保するためにも値上げの考えはございませんか。新年度予算を見ても財政調整基金がゼロ円と聞き及びます。こうした中、今後の国保運営に対するお考えをお伺いいたします。

次に、教育の現状についてお伺いいたします。親が子どもを殺す、子どもが親を殺すなど、痛ましい事件が起こっております。また、虐待、いじめの問題も深刻な状況にあります。戦後、日本人は復興に努力し、我が国は経済大国となりましたが、その代償は余りに大きかったのではないのでしょうか。子どもは国の宝と言われますが、教育現場ではこのような現状をどのようにとらえ、どのように対処されているのかお伺いし、いじめの現状を学校ごとに何件あるかお知らせ願います。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。野洲新風クラブを代表しての坂口議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「中長期財政計画の策定」についてお答えいたします。

平成18年10月に策定の野洲市財政健全化計画の中で、平成22年度までの5年間の中期財政見通しを示しており、本来ならこれに続く財政健全化計画を立てる予定でありました。しかし、ご承知のとおり、合併以降の基金依存と高コスト体質の財政運営に加え、

平成20年からの世界同時不況が合わさって、本市も特に法人市民税の大きな減収から急激に財政状況が悪化いたしました。このため、前倒しの対応として平成21年度に平成22・23年度の2カ年の財政健全化集中改革プランを策定し、緊急的に対応するに至ったところです。来年度にはご指摘の部分も踏まえ、集中改革プランの検証とあわせて新たな財政健全化計画の策定を予定しておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

2点目の「職員数」についてお答えをいたします。

平成22年4月1日現在での臨時・嘱託職員の雇用総数は臨時職員289名、嘱託職員193名、合計482名であります。そのうち、昨今の経済情勢による雇用対策として平成21年度から3年間の期間での緊急雇用対策事業などで52名を雇用しております。臨時職員の雇用については、短時間あるいは短期間での限定雇用や、幼稚園・保育園の特別支援加配などの需要変動がある分野、あるいは育児休業職員の代替職員として雇用しており、臨時職員の特性を生かした個別の事由による業務に対処するため雇用しているものがあります。また、嘱託職員につきましては、専門性が高く、資格や経験者などにゆだねたほうが効率・効果的なことから雇用をしているものです。これらを踏まえて現況を検証しますと、臨時・嘱託職員に依存しつつ、国の基準よりもさらに過度な定員削減化を進めてきた結果であると認識しております。

このことから、臨時・嘱託職員に依存している職場では、事務事業と職員体制の見直しが必要であると考えており、次年度の組織機構改革により、人事管理を所管する人事課を創設し、財政面を勘案しつつ本市の実情に合った適正かつ計画的な正規職員数の確保を図るとともに、臨時・嘱託職員のあり方についても検証していきたいと考えております。

3点目の「介護施設の整備」についてお答えをいたします。

本市の3月1日現在の人口は5万696人で、うち65歳以上の高齢者は1万101人で、介護施設に入所の方は256人おられます。また、団塊の世代が75歳を迎える平成37年には人口は4万9,133人、65歳以上の高齢者は1万3,471人、高齢化率が27.4%と推測され、高齢化の進行に伴う入所系施設整備と居宅サービスの一層の充実が必要となります。

現在、第5期介護保険事業計画の策定に向けたニーズ・意向等調査の取りまとめをしている最中ではありますが、本調査をもとに今後の3年間の施設整備と合わせ、現在策定中の「総合計画」の中の基本事業において、施設整備の中長期的な見直しを盛り込んでまいり

たいと考えております。また、今後の介護施設整備の方向としては、住みなれた地域で安心して過ごしていただけるよう、小規模介護老人福祉施設などの施設系サービスとあわせ、在宅サービスの充実、特に24時間訪問介護や看護のサービスが必要であります。

このようなことから、昨年11月には旧分庁舎の附属棟を活用した夜間訪問看護として「なかさと訪問看護ステーション」が業務を開始され、必要な方の在宅サービスが充実し、本人・家族に安心して看護を受けていただける環境が整いました。

4点目の「道路網の整備計画」についてお答えいたします。

「昭和55年に道路網整備計画が国に提出されていない」ということでありますが、調査しましたが確認できませんでした。また、そもそも当時、道路網整備計画を策定する制度や提出を求められた経緯があったか否かについても確認できませんでした。

次に「国道8号バイパスの取り組み状況」についてであります。以前からも申し上げておりますように、昭和50年代後半、バイパス計画と時を同じくして三上区において土地改良事業の計画が立ち上がり、この2つの重要な、また大きな事業の調整・整合を図る機会もあったわけですが、当時、国道8号バイパスは計画決定手続に相当の年数を要することもあるということから、熟度の高かった土地改良事業を先行するという判断が当時の町でなされました。この情勢のあいまいな対応が今日でも事業に対する地元の方々のご理解が得られない根本的な要因であると考えております。

現在、予備設計をもとに市内の沿線の自治会等への説明を繰り返し行っている状況です。沿線の自治会からは、圃場整備済みの優良農地が分断されることや、高架構造による眺望に対する懸念、既設道路の安全かつ円滑な通行についてなど事業に対する多くのご意見やご質問をいただき、協議・説明をしているところでありますが、ご同意をいただくところまでは至っていない状況です。

そうした中、昨年11月に、「国道8号野洲栗東バイパス調整会議」を設置いただき、情報交換や連携強化を図り、共通認識を持って国道事務所、滋賀県そして野洲市の三者が一体となり、地元の方々の理解が得られるよう鋭意努力しているところであります。ある自治会においては、昨年11月に説明会を開催したところ、現在、自治会内において課題の整理と解決について繰り返し意見交換をさせていただいているところであります。また、他の自治会へは今年に入り説明会を行いました。妥協点が見出せない状況です。私は、就任当初から市が汗をかいて地元協議・調整を行い、国の積極的な動きにつなげて早期の実現にこぎつけてまいりたいと考えており、組織を挙げて可能な取り組みを行っている

ころであります。

バイパス事業につきましては、本市にとりましては必須かつ緊急の重要課題であり、早期の事業化に向けて邁進してまいりたいと考えておりますので、地元議員としてさらなるご支援とご協力を賜るようよろしくお願い申し上げます。

次に、「大津湖南幹線道路の整備」につきましては、大津から県道守山栗東線、いわゆる琵琶湖大橋取りつけ道路までの間を重点区間として位置づけされ、平成26年度供用開始を計画目標値として取り組んでいただいているところであります。その先線は野洲川への架橋という大きな事業となりますが、県に対しては、県道路公社を活用するなど整備手法につきましても工夫いただくよう要望しており、県からも努力する旨の回答を得ております。また、野洲市側から守山・草津方面への本格的な事業化についても県に対しまして提案をしているところであります。

一方、野洲市内の整備状況につきましては計画延長が約3.7キロメートルあり、用地が確保されている区間のうち、県道近江八幡守山線から中主小学校前の市道までの約750メートルを暫定2車線で供用を開始しております。また、市からの強い要望に基づき、現在、さらに中主小学校前の市道から県道守山中主線の間を暫定2車線の整備で進めてもらっており、滋賀県から平成23年度中の供用開始の予定である旨を聞いております。本市にとりましては、本路線の供用による効果は大変大きいことから、野洲川への架橋も含め、早期の整備を強く滋賀県に要望しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に「今後の市内道路整備」についてであります。社会資本整備総合交付金による駅前周辺都市基盤整備事業の申請段階においても、道路整備計画の策定も組み入れております。平成24年度には道路整備計画の策定を実施してまいります。常々申し上げておりますとおり、本来なら成熟社会日本においては、今さら道路、であるべきですが、滋賀県、特に野洲市においてはまだまだ道路であるとの考えのもと、今後は道路整備計画に基づき、整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力を賜るようよろしくお願いいたします。

5点目の「農業に対する考え方」についてお答えいたします。

まず、農業振興計画の完成時期についてであります。計画の策定期間としては、今年度において計画の骨子を策定し、平成23年末までに策定を終える予定で進めております。

次に、計画の中での「農業後継者と新規就農希望者の対策」につきましては、私も先般、市内の農業後継者の方々との話し合いをしましたが、議員ご提案のように地域の現状を把握した上で、例えば、新規就農者の農業大学校への就学支援、受入れ先農業者の把握や紹介、市内で就農するための農地確保の支援、インターンシップ制度の導入などをプログラムとして施策をつくり上げたいと考えております。

また、設備投資に対する補助についてであります。国の補助制度等も十分認知されていない部分もあることから、関係機関と連携を図りながら、補助制度の紹介や手続など側面的な支援を続けてまいりたいと考えております。

最後に、「今後の農業の考え方」についてであります。国ではTPPなど先行き不透明な状況になっておりますが、地域で食べられる農産物は地域で確保することが原則であると考えております。こうした中、野洲市の農業は穀物を中心とした農業形態であることから、農地の担い手への集約化を進める中でコストの削減等を図るとともに、地域内循環システムを確立する必要があると考えております。また、野洲市は市場に近いことから、国策に左右されにくく、付加価値の高い施設園芸や果樹などの生産販売もより一層推進してまいりたいと考えております。

6点目の「地域の要望に対する対応」についてお答えをいたします。

毎年、各地域から多くの要望をいただいておりますが、市としましては、市全体としての緊急度、優先度を見極めながら事業を進めているところであります。一方で、議員のご意見のように、地域ごとに集中と選択をするという手法も市民の合意形成を前提として今後の検討材料とさせていただきます。

7点目の「国民健康保険」についてのご質問にお答えをいたします。

本市の国保財政は、ここ数年の医療費の急増と、平成20年度からの後期高齢者医療制度の導入により厳しい財政事情となったことから、急激な市民負担増に配慮しつつも本年度に医療給付費分で32.52%の税率引き上げを行い、何とか財政収支を図ろうとしたのであります。しかしながら、被保険者所得の想定以上の減少により本年度税収が減少するとともに、依然として医療費の伸びが高いこともあり、基金が枯渇している状況から赤字決算となることも想定しております。このような財政状況下にあることから、平成23年度の税率改定について検討いたしましたところ、前期高齢者交付金の過年度分1億6,000万円が交付されるなど財政収支が図れる見込みであり、また、厳しい雇用情勢の中で本年度に税率の引き上げを行ったことも踏まえ、国保税率の引き上げを見送ったもので

あります。

今後も医療費は増加するものと見込まれ、被保険者の方々には適切な医療受診と定期的な健診、早期治療による健康保持を心がけていただくよう啓発に努め、国保の安定的な運営が図れるよう取り組んでまいります。

以下、教育委員会に関します事柄につきましては、後ほど教育長から答弁をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 野洲新風クラブを代表されました坂口議員の「教育の現状」についての御質問にお答えを申し上げます。

各教育現場では、いじめや虐待が多発する現状を深刻にとらえております。教職員は常に高い危機意識を持ち、いじめや虐待の未然防止を初め、子どもの人権を守り抜く取り組みを進めているところでございます。特に道德教育や人権教育の推進、さらにはいじめを許さない指導や虐待の早期発見に力点を置いて、学校・園を挙げて子どもたちの健全な成長を支えているところです。

なお、本市の小・中学校のいじめの現状でございますが、今年度の報告件数は中主小学校3件、祇王小学校1件、野洲小学校1件、中主中学校1件、野洲中学校1件、野洲北中学校1件であり、合計8件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 坂口哲哉君。

○11番（坂口哲哉君） まず、介護施設の整備についてでございますけれども、今、老人保健施設で入院されている方がたくさんおられるということでございます。こうした方が3カ月になりますと自宅療養とか、そういったことになりますけれども、どうしても家族の中で介護ができない部分がございますけれども、それに対応していただいているとは思いますが、やはり施設入所を希望されているところがあるわけでございますので、そういった人たちへの対応として早期に整備を図る必要があるんじゃないかと考えますが、そこら辺をお伺いしたいと思います。

それと、道路網の整備計画でございますけれども、こうして野洲新風クラブのほうから要望書として提出させていただいている中で、ご回答をいただいておりますけれども、検討いただくよう要望しているとか、そういったものではなくて、アクションというのか、そういったものを少しでもやっていただけるような方法はないのだろうか、そして道

路の補助体系がどのようになっているのかもお尋ねいたします。

それから、今後の農業計画についてでございますけれども、農業振興計画を立てるということで先ほどご回答いただきましたけれども、魅力のある農業というのは一体何なのか、そういったものも必要ではないかと、こういうように私は考えるのですけれども、新規就農希望者もおいででございますが、そういったことも含めた中で、農業だけで生活ができることを十分に踏まえた計画でないとだめだと思いますので、そこら辺もお伺いいたします。

それから、地域への要望に対する対応でございますけれども、先ほども道路網の整備の中で申しあげましたけれども、地域、地域それぞれ、例えばコミセンごとに1つ、あるいは2つ、年度ごとに分けてその事業を考えることはできないのかお伺いいたします。

それから、国民健康保険でございますけれども、国民健康保険については昭和42年ごろでしたか、赤字財政を立てられまして、当時の町長が赤字財政でやるんだというようなことで言われました。ところが、県あるいは国からの強力な指導がありまして、資料作成が大変なことになってまいりました。その当時の担当者から聞いていますと、大変でございましたということでございます。寝ずに仕事をされたようにも聞いております。そうしたことも踏まえ、今後の国保運営にはやはり財政調整基金というものが、医療費として1カ月分の基金が必要だということも念頭に置いて国保会計に取り組んでいただきたいと、こういうこともお伺いしたいと思っております。

それから、教育の現状についてでございますけれども、先ほどご回答いただきまして、いじめの問題もでございますけれども、こういった問題もあるんです。「Q-Uのすすめ」ということで、Q-Uというのは学級信任尺度ということで、学級満足度尺度と学級生活意欲尺度という2つの尺度から構成されておりまして、こういったものをやりますときは、対象児童生徒が敏感すぎるようなら実施しないほうがいいとか、荒れているクラスに実施する場合は名前を書かないで実施するとか、そういったものもでございますけれども、私はよい学級経営をしていくためにはどうしたらいいのか、何か困ったとき、自分は今、何をどうしたらいいのかを具体的に考えるには事例研究会が有効である。しかし、同じ視点で見ると、同じルールで見るとということがないとなかなか力を合わせることはできません。そこでQ-Uを利用するというものでございます。

Q-Uとは、先ほど言いましたように2つの尺度から構成されているものでございます。ただし、対象児童生徒が敏感過ぎるようなら実施しないほうがいい、あるいは荒れている

クラスに実施する場合は名前を書かないで実施する。実施するには原因の探求だけではなく、問題解決志向でQ-Uを活用することでは、いつごろの時点で行うのか、5月、6月の時点であればまだ学級を立て直すことが可能であるとされております。集団は、形成されてから1カ月たつほど固まってくる。1学期の対応はとても大切ということでございます。

利点は何かと言いますと、短時間ででき、大事な点をも押さえることができる、不登校児に陥りそうな子どもを事前に発見できる、データの理解時に専門性を必要としない、視覚化されている。ルールができていない学級においては、まずそのルールを設定することから始めないといけない。加えて、場面の設定も必要になるということで、神奈川県藤沢市、高知市、奈良県、島根県などが取り組んでおられますけれども、実は「日本教育新聞」の12月13日にこういうことが載っております。

「各地の学校で深刻ないじめ事件の発覚が相次ぐ中、事件を予防するための試みが広がりつつある。神奈川県藤沢市では、生徒自身が研修を受けた後、人間関係に関する悩みを聞くなど、いじめを予防する活動を行う『スクールバデー』と呼ぶ試みが中学校を中心に拡大中だ。また、児童生徒へのアンケート調査をして学級全体の状態を分析するQ-Uを使って、いじめを防ぐ取り組みが全国に広がっている」と。バデーというのは仲間、相棒を意味するものでございます。もし参考になりましたら、こういったものにも取り組んでいただければよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 坂口議員の再質問にお答えをいたします。

まず、高齢者に限りませんが、入院治療が終わって退院をして、家庭で住まれる。ただし、在宅でなかなか十分なケアができないという状態。これは深刻な問題だと考えております。ただ、今の制度では、その中間に入る施設の制度がきちんと位置づけられておりません。表向きは在宅で訪問看護、介護があればいいということですがけれども、在宅では十分なケアができないという状態があります。市内の民間医療機関でも、そのあたりへ何かの取り組みができないかというご意見も聞いておりますけれども、採算性の問題等、まだまだ検討の余地がありますが、ご指摘のように大きな課題だと考えておりますので、市民の安全・安心、そして家族が安心していただけるようなことで今後方策を考えていきたいと思っております。

次に、道路につきましては、確かに市内の道路、いわゆるアクションプログラムといったものを策定して、優先度をつけるということは必要だと思っておりますが、これまでもそれがされておられませんし、今この厳しい財政の中で、財源裏打ちなしにアクションプログラムということはできません。ただ、なしでいいということではないので、今後の検討課題というふうに考えております。

それと、補助の体系でありますけれども、これは国の補助があるものと、市単独でやっているものがあります。先にもご紹介しました駅前道路整備、バリアフリー化等は国の交付金を前提にしてやっておりますし、例えば、単独の市道でやっているものもあります。本来、交付金を受けてもいいようなもので最近なされたものとしては、野洲竹生から旧中主町のほうへ向かってます「野洲川右岸線」。あれは一切補助なしで、市道単独で巨大な事業をやられています。本来ですと、可能な限り国の交付金制度等を使ってできるだけ市の負担を減らした形で進めるべきと考えておりますので、今後はそういう方向で進めたいと考えております。

農業につきましては、確かに魅力のある農業というのは当然でありまして、魅力があるということは生活が成り立つということで、例えば、通常の雇用あるいは経営と同じように年収500万等が確保できるようなことを前提にした農業ということだと思っております。先ほども申し上げましたように、市内の後継者の農業者と話しましたがけれども、すごく意欲に燃えておられまして、魅力があるというふうに考えておられます。ただ、幾つかの課題があります。一つはやはり資金面の課題、それと大規模化するに当たっては現状の農場ですとか、そういったものでは幅が狭いといった問題。

それと、大きな心配はやはり土地が安定して使えるかどうか。今の農地制度ですと、沿道サービスとかそういったことで農地が転換されます。あるいは、計画的な利用においてもやはり10年の間隔になってますから、市街化区域に編入される。せっかく投資したものが、また農地として使えないといったことなので、やはり安定して農地として経営ができるという市内の土地利用の方向性を明らかにするというのも必要なことというふうに考えております。

それと、常々申し上げますが、農業の場合はすべて農業者がやっておられます。いわゆる生産の技術、そして経営、その中には経理だとか市場開拓というのが含まれます。そういったことを本来役割分担といいますか支援をするということも必要ですので、これも農業振興計画の中に、先ほど申し上げましたように入れ込もうと思っておりますけれども、弱

いところへの支援、伸ばす支援といった観点からの支援が必要ではないかなというふうに考えております。

それと、いわゆる年度ごとの地区の事業ということで、ご指摘のようによくわかるんですが、市内の各地域、重点的にこの学区はこの年度ということというのはあり得るんですが、今の事業規模でいきますと、ほかの地域が何年も、5年も6年も待っていただくということになりますので、やはり市内全体を見て緊急度の高いところからやっていくという方向をなしにするわけにはいきませんので、両方を使ったやり方、重点的な地域設定と、基礎的な事業を毎年やっていくという両方が必要かなというふうに考えております。

それと、国保の財政につきましては、基金が減ってきているというのは、今年度32.5%上げさせていただきましたが、これまで国保の料金設定が抑えられてきた結果、基金が枯渇をするという過去の経緯がございます。今回、30%以上上げさせていただいて、またまた上げるのかということですので、幸い介護保険の分野から1億6,000万円ぐらいが入ってくるという見通しですので、保険経営の観点から、来年度におきましては据え置きをさせていただきたいということで考えております。

以上、再質問に対するご答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまのQ-Uテストのことにつきまして答弁をさせていただきます。

Q-Uテストにつきましては、学級集団あるいは個人を分析して、その分析の結果に基づきまして、学級集団づくりあるいははじめの問題等の予防ができるという、そういったテストでございます。このテストというのは、そういった意味で有効な手段だと、このように考えておりますが、テストの結果の分析には、委託に係る一定のコストがかかってくることでございます。そのあたりが一つの課題となっておりますし、今後このQ-Uテストにつきましては、各学校の意見を聞きながら、あるいは他市町村の状況も研究をしながら調査研究をしてみたいと、このように考えております。

以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 坂口哲哉君。

○11番（坂口哲哉君） 3度目の質問でございますけれども、道路網の整備計画でございますけれども、ご承知のように、旧野洲町におきましては、西は野洲川、東は日野川、こうした河川がございます。他市にまたがりますと、莫大なお金がかかる、橋をかけるに

についてはお金がかかるということでございますので、なかなかその事業は進まない部分がございますけれども、ただ1つだけお聞きしたいのは、補助体系ですね。昭和55年の道路整備計画が国に出されていないということによっての影響が、補助に影響を受けているのか、それともないのか。そして今おっしゃいました交付金の中で道路整備を行っていくということでもございますけれども、国のほうが道路特定財源を一般財源にされておりますので、その辺から見てちょっとお伺いしたいなと思います。

それから、農業に対する考え方についてですが、今、政府は戸別所得補償ということで、大規模農家に貸し金をしておられますけれども、今でもやっておられますけど、小規模農家でも施設があればやりたいという人もおられますが、そういったものは市単独でも支援をする考えはないのかお聞きしたいなと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 坂口議員の再々質問にお答えいたします。

道路整備につきましては、55年の計画があるかないかによって左右はされてないと考えています。むしろ市の努力あるいは地域、地権者のご理解をいかに得るかというところが十分でなかったほうが課題ではないかなというふうに思っています。

それと、農業者への支援につきましては、市の単独というのものはないんですが、基本的には国の農政の体系の中でやるということでありまして。ただ、先ほど申し上げましたように、振興計画に基づいて市独自の、いわゆるサービス供給という、現物支給という観点からさまざまな支援策を講じるとともに、これも先ほど申し上げましたが、国の補助体系がありますから、今十分使われてません。組み込めてませんので、それを使っていたら農業の振興に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○11番(坂口哲哉君) 詳細にわたりご答弁をいただきましてありがとうございました。

野洲の元気と安心安全のために、山仲市長初め職員の皆さん方には、国は多額の。(発言する者あり) これはお礼の言葉でございます。野洲新風クラブの代表質問を終わらせていただきます。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。10時50分に再開いたします。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂口哲哉君より発言を求められておりますので、許します。

坂口哲哉君。

○11番（坂口哲哉君） 先ほどの質問で、介護施設の整備についてお伺いいたすところ、数十年で団塊の世代が75歳を迎えますということがございますけれども、先ほどダンコンと申し上げました。ご訂正しておわび申し上げます。

○議長（立入三千男君） 次に、野洲市民ネット、第15番、西本俊吉君。

○15番（西本俊吉君） 会派名を間違っておっしゃるということは議長、非常に勉強不足やと思いますので、その点ひとつしっかりとお願いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 訂正いたします。ただいま、会派代表で質問の中で市民ネットという発言をいたしました。野洲ネットということで訂正しておわび申し上げます。

それでは、野洲ネット、第15番、西本俊吉君。

○15番（西本俊吉君） それでは、野洲ネットを代表し、4項目にわたり質問を展開させてまいりたいと思いますが、本日まで、市長が就任されてから2年半の間、いろいろと野洲市のきょうまでのなにを見直し点検される中で、非常に市民にとってもプラス面、そしてまた負担等での厳しい面、両面ありますけれども、いずれにしましても、市長の持っていたらっしゃるものを十二分に発揮されて今日に至っていることを私は一定評価させていただきたいと思います。その中から、改めまして、もっと野洲21プラン、その市長の一つのマニフェストを掲げながら今日来られたわけですけれども、財政問題等いろいろ厳しさも十二分に我々も見にしみているところでございますが、これらにつきまして、市の行政として今後いかに対応されていくか、その辺のところをしっかりとお尋ねしてまいりたいと思います。

予算の内容は特別委員会で議論することになっておりますが、大枠におきまして、平成23年度一般会計187億1,200万円、対前年比で9億5,200万円、4%の増となっております。提案されております。また、あわせて今後予定されているクリーンセンター等の建設整備事業などから、今後の市の財政につきまして、いささか不安を感じております。そういうところから起債等々いろいろ方法はあるんですけれども、私はやはり未来に育つ今の子どもたちに大きな負担を残すということは、いずれにしてもなるべく克服した形の中で行政執行されたいなという一つの思いを持っているんですけれども、この思いに対し、中期・長期にわたる市長のマニフェスト等、それと起債行為、これらを中心に

してどのように市長は考えておられるのか、まずお伺いしておきます。

次に、行財政の健全化集中改革プランについて、今年度1年間実施してまいりまして、初年度の実績は、市長はおおむね及第点と評価されております。しかし、集中改革プラン、単年度で10億円の削減目標に対しまして、不足分が約3億6,000万円にふえております。この主たるものは都市計画税の導入ができていないという現実、これだと思いますが、2年目以後どのようにこれらに対しての手当てをされていくのか、場合によっては平成24年度以後も同じように市民に辛抱というんですか、いろいろな形での同様の新たな改革プランを改めて予定されるのか、その辺についての一定の方向性をお伺いしておきたいと思えます。

次に、大きな2点目になりますけれども、現在、野洲駅を中心とした整備事業等が着々と進んでいる一方で、副都市計画というものが当初我々はあったように聞いております。その中で、やっぱり市民が安心安全なまちとしての暮らしを守るために、中主地域における副都心としての構想、いわば市民の住むための副都心構想というものがあったように思えます、構想としては。現在、この構想計画に対して、行政としてどのような方向でおられるのか、また、進捗状況等をお伺いしたいと思えます。

また、旧中主町役場を合併後は分庁舎として活用してきましたが、集中改革プランの実行により現在は廃屋状態にあります。旧中主町民が非常に愛着を持ち、また市街化整備事業のシンボリックな構造物として親しんできた地であり、今、行政は、プランとしては民間に売却し、住宅地化を進めようとしている方向性を持っておられます。しかし、売却ありきでなく市の財産として残し、ちょうど三上山から湖へ至る中間点でもあるこの中心点がある位置、ここを重視しながら、市民が集うような多目的広場なり、そのような形の構想を持つことはできないか、お伺いしておきたいと思えます。

私は、全体展望として、確かに財政も厳しいです。仮に2億円出して売れるとしても解体に1億円かかれば1億円の効果しかあらわれません。売ったらしまいですけれども、売することは将来的にも可能ですから、一たんここでやはり売却を急がず、市民が歓迎する方向で十分な時間をかけての対応を私は求めたいと思えます。

次に3点目です。駅前アサヒ土地問題、アサヒの土地問題についてです。現在、我々議会のほうでも検討委員会等特別委員会を立ち上げながら議員間でも議論しておりますが、昨年12月、我が野洲ネットから要望書を提出しております。そういうことから、検討委員会で現在検討されつつあると思えますが、これについての売買契約等に差し支えのない

範囲内で結構ですので、一応どのような進捗であるかお伺いしておきたいと思います。

次に4点目です。やはり住民にとりましては、暮らすということの中で不便さ、支障または困難、こういうものが伴ってくると安心・安全のまちづくりには到達できません。したがって、今、緊急の課題でもあります少子高齢化、この問題に関してのお尋ねをしたいと思います。

市民の安定した生活を支持し守っていく観点から、福祉施策として保育園、特に3歳未満児の受け入れ態勢の強化が私はぜひとも必要であると思います。そういうところから、平成23年度の募集状況そのものは、私は把握しておりますけれども、以前のこの場でも質問させていただきました。小中学校の県内ワーストワンのこの耐震化については非常に鋭意努力されていることは評価します。しかしながら、市長はそのときの答弁で、同時に保育園等の整備も、耐震化を図る中で自然と収容というんですか、お預かりできる人員をふやしていくという方向性を持たれたんですが、篠原保育園は今年度できました。あと、次年度以後、どのような計画のもとで、これらについての保育園の拡充についてお考えいただいているのか、ご答弁願いたいと思います。

また、一方では、私の年齢が現在67歳に達しております。ちょうど昭和19年ですから、私より後の方々は団塊の世代になるわけですがけれども、この方々が高齢化を迎えられる。その中ではやはり個人の努力、いろいろ関係なしに、社会的情勢とかいろんな形から生活様式すべてが同じ結果が出てくるとは限りません。そういう中から、在宅介護を中心とした来年度のプランをお考えいただいていること、これも大いに結構だと思います。しかしながら、絶対的な核家族化の中で、どうしても単独で生活を営むことが困難な方々もふえてくるということは十分予測できます。そういうところから、今も私たちにもよく相談かかるんですけれども、入所申し込みしてもなかなか受けてもらえないと。介護認定度の高い人たちはそれなりに必要性があるということで解決しやすい部分もあろうかと思えますけれども、いわば高齢というだけではなかなか入れる状況でもないし、そういうところでのなにを希望すること、これが社会としての情勢なのかなと思うんですけれども、やはり施設入所を希望される方がたくさんおられます。そういうところから、先ほど坂口議員からも出ておりましたけれども、在宅介護を中心とした一つのケア、それも大事ですが、やはり私は、希望される方がある程度の期間で入所できるような、いわばそういう一つの施設としての整備、これが急がれるのではないかというふうに考えます。これらにつきまして、賢明なご答弁をお願いします。

以上です。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野洲ネットを代表されての西本議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の財政課題についてお答えをいたします。ご質問にあります新クリーンセンター建設整備計画は、マニフェストには位置づけされていませんが優先度の高い事業でありますし、これに係る整備費用の後年度負担、つまりは地方債の償還計画も当然のことながら想定内であり、予算の資料にシミュレーションをお示ししているところであります。また、その他の施策につきましても、マニフェストの実行に当たっては、市民のニーズも勘案しながら、将来を見据え、市民のために何が必要なのか、また、逆に何を控えるべきかをきちっと押さえた上で、各種の施策を展開しているところであります。

中長期的な財政見通しということに関しましては、今後の国の景気対策や税制のあり方にもよりますので、余り遠い先のことは申し上げられませんが、中期的に見れば、緩やかながらも回復の基調が進み、税収もそれに比例してふえていくものと考えています。

また、ご質問の集中改革プランの不足分の財源捻出につきましては、当初から申し上げておりましたように、都市計画税の導入についてご理解が得られなかったことから、財政調整基金を活用して対応することで一定のめどを立てたところです。

ちなみに、来年度につきましては、財政調整基金の取り崩しは3億円ではありますが、このうち約5,000万円は工業振興助成金を5,000万円確保するというございますので、2億円半ばの財政調整基金ということで当初想定よりも圧縮できているのではないかなというふうに考えております。

今後、歳出の抑制と市街地の拡大や住宅開発等による税収増が一定期待できると思っておりますが、いずれにいたしましても、集中改革プランの検証作業を進め、必要とされる市民サービスとその経費を見きわめながら、対応させていただきたいと考えております。

先ほども議員のほうから、耐震対策を進めることについてはご了解をいただいている旨、ご発言がありましたけれども、現在、借金をしてますのは、基本的には耐震対策です。財源が豊かなときにやっていたら済むことを、今この厳しい時期に、子どもたちの安全、あるいは市民が災害に遭われたときの避難所としても必要でございます。そういったことから、50年ものの校舎を将来50年見越して建てているということで、単に将来の若い世代にツケ払いをしているということにはございません。むしろこれまでのほうが、先ほど申

上げましたように、野洲川右岸線とか、せつかくいろんな交付金も使えるのに借金で丸々やっています。そういったことで、決して将来にツケを残すということは絶対ないと。必要な社会資本を整備するという観点から、施策を進めておるつもりでございます。

2点目の副都市計画についてお答えをいたします。そもそも副都市拠点とは、合併前の新市まちづくり計画において、旧中主町役場周辺の市街地を位置づけたものでした。現行の総合計画の中でもこれを継承し、吉地・西河原の市街地を副都市拠点として位置づけています。しかし、これまでに当該地域の市街化区域拡大等については議論を継続してきたものの、副都市については定義があいまいで、具体的な内容が十分議論されてこなかったことから、明確な整備方針を打ち出せないまま、現在に至っていると考えております。

ただ、当該地域は可能性が高い地域で、分庁舎の廃止後も、商業機能等の都市的な利便性については、後退することなくむしろ向上していると考えているところであります。地方分権や地域主権への流れの中では、それぞれの地域がその責任において、地域の特性を最大限に生かしたまちづくりを推進していくことが求められているわけであり、市においては総合計画の見直しを進めている時期でもあり、当該地域の今後のあり方については、現状の利便性を低下させないように工夫しながら、副都市という概念の必要性も含めて、皆さんと一っしょに議論をしていきたいと考えております。

また、西河原・小比江地区の特定保留地につきましては、土地区画整理組合設立発起人會を中心として協議・検討を進められ、市としても計画を進めるため事業計画案や概算事業フレームとして事業費・減歩率また調整池の規模などの判断材料となる調査を行ってまいり、組合設立に向けての支援を行ってまいりました。しかしながら、本年1月に地権者會議を開催され意向調査をされたところ、賛成が3割程度であったことなどから発起人會として土地区画整理組合設立を断念されました。市としても、特定保留の延長には土地区画整理組合設立が必須条件であることから、大津湖南都市計画区域区分の見直しの中で延長は困難であると考えております。

次に、旧分庁舎の利活用につきましては、市民の方々に利活用方針案を募集し、庁内の検討委員会で検証した結果を利活用方針(案)として、議会や市民の皆様にお示ししたものであります。今後、市民懇談会などの意見を踏まえ、議員の皆様とともに議論し、地域の特性を最大限に生かしたまちづくりを推進していく最終の方針をまとめてまいりたいと考えております。

なお、従来から申し上げていますように決して売り急ぎはいたしません、現状のまま

でも年間約280万円の経費がかかることから、年度をわたりますが、できるだけ速やかに、皆さんと議論した上で方針決定をしまいたいと考えております。

なお、売れば1億円ということですが、従来から議員ご指摘のように、市の財源としては固定資産税が重要であります。売り急ぎはいたしませんけれども、1億円の土地を売ってそこに施設が張りついた場合は、大きな固定資産税が毎年これから10年、20年入ってまいります。決して1億円は1億円ではございません。そのあたりはご理解を賜りたいと考えております。

次に、3点目の駅前南口アサヒ土地問題についてお答えをいたします。

ご承知のように、検討会議では、駅前に何が求められているのか、また駅前に何が望まれているのかといった視点で買い取りの可否の検討を行っております。議員会派よりご提案いただきました、市が買い取って、駐車場・貯留槽や公園として利用する計画につきましても、先般の第2回検討会議、これは去る2月23日に開催したものでありますが、その場でご紹介させていただき、皆さん方の検討・議論に供させていただきました。

また、検討会議では、駅前を文化や芸術に触れるエリア、シニア世代の活動や地域コミュニティの拠点エリアとして位置づけ、ホールの建てかえといった大胆な案も含め提案させていただいたところです。さらに、これとあわせて図書館分館や市役所を配置するなどの提案もさせていただきましたが、これは市民の日常的な動線を駅前に集結することで、人が集まり、交流し、にぎわいを創出するという考え方に基づくものであります。

検討会議の場では、参加された方々からは、駅前であるためもっと高度利用をし、市民の活動の拠点として活用したほうが良いというご意見もいただいております。こういった、ご意見・ご提案も含め、今後の財政運営を見きわめた上で、市がアサヒビール株式会社の土地を買い取るべきかどうかの判断を明らかにしていきたいと考えております。

4点目の子育て支援と高齢者問題のうち、まず平成23年度保育園の応募状況及び定数拡大についてお答えいたします。平成23年度の保育所新規入所申し込みは、年度途中の入所希望も含め266名で、内訳は、0歳児84名、1歳児75名、2歳児44名、3歳児37名、4歳児19名、5歳児7名です。また、保育施設の定員につきましては、平成20年度に市内に民間保育園1園が開園し60名の増となり、本年4月の篠原こども園開園に伴い入所定員が10名増加したことから、公私立保育所の総定員数は845名となります。

今後も低年齢児の保育需要が高まる中で、就学前の子どもの保育・教育のあり方の方針

を明らかにし、計画的な施設整備を進めてまいりたいと考えております。特に、保育所につきましては、学校の耐震化とあわせて整備する計画を進めておりまして、来年度予算におきましても、野洲第2保育園の建てかえに係る調査費を盛り込んでいるところであります。

次に、市内介護施設の待機者に伴う施設整備についてのご質問にお答えいたします。市内には、介護施設が4施設で利用定員数は230人、うち市内の利用者は141人で6割に当たります。そして市外が89人で、約4割という利用状況であります。これら施設の入所待機者は400名ほどおられますが、まずは、在宅が可能なのか、入所が必要なのかをケアマネジャーなどの聞き取りにより、実態把握と評価をしながら実数把握に努めることが必要と考えており、来年度に実施してまいります。

今後の施設整備の方向性としては、大規模な施設整備を進めるのではなく、住みなれた地域で介護サービスが身近に受けられるよう、地域密着型の小規模介護老人福祉施設の整備を順次進めるとともに、在宅での通所施設や訪問サービスの充実を図ることで、給付と負担のバランスを考慮した施設とサービス供給体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘のように、すべての求められる方が入っていただくということは理想であります。常々申し上げますように、介護保険の給付が膨れ上がります。例えば、現在待機の方にすべて入っていただくとしたら、現在の介護保険料を倍以上に上げないといけないと。そのあたり、根本的な議論、それと税が半分ありますから、税についても一定の増税が要るということでございますので、そのあたり、今申し上げましたように、介護のサービスの供給と負担という観点で真剣な議論が国も含めて要るのではないかというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男） 西本俊吉君。

○15番（西本俊吉君） ただいま市長のほうから事細かにご答弁いただいております。そういうところから、また、何しろ地方自治体というのは国の動向、または景気の波によって大きく左右されるから、そういうところで長期にわたる判断というのは非常に困難である、このことは理解できますが、私は先ほども申し上げましたように、学校であれば30年、50年スパンであるから、その30年間、50年間にわたって返済する、これが妥当なやり方という、そういう説明にも一定理論的にはうなずけるんですけども、私はや

はり、現状の市行政よりももっと将来展望を持てるようにするためには、その辺の後年負担を軽くする何らかのそういう方法がとれないのかなど。でなければ、先ほども申し上げましたが、学び舎で一生懸命学んでいる子どもたちが、この野洲市で生涯きちっと頑張っていこうというような活気のあるまちづくりを行うということが非常に厳しくなってくるのではないか。いろんな振興策がありますけれども、その辺をあわせて、やはり野洲に住んでよかった、みんながそういうふうになるために、適正な起債行為等を行っているということですが、なるべく圧縮した形での起債行為も同時に考え合わせてほしいなというふうに考えております。

それから、集中改革プランです。今、確かに財政が厳しいですし、プランのちょうど、この3月いっぱい1年目が終わるとき、平成23年度をこれから迎えようとするときですから、先走った質問をするのは余りよくないかもわかりませんが、市民に対してのやはり痛みというんですか、そういうものも一定伴っている部分はございます。そういうところから行政に対する信頼感、そういうものを一定評価を受けられるようにしていくためには、痛みだけを押しつけていくような形というのは決して好まれるものではありませんから、そういう意味で私ははっきり申し上げて、市民の立場が心配やという思いが先に立つわけです。そういうところから、できるだけすべての面での見直し、そういうものも必要ですし、できれば、やはりニーズにこたえるためには予算が膨れ上がっていくのはやむを得ない、この論理は当然ですが、スリム化も同時にまた、行政としてのスリム化ですね、市民サービスを余りスリム化さすのでなしに、そういう方向でひとつ今後検討したいなということをおきます。

なお、副都心計画についてです。市長は、確かに物をつくって民間に売却すれば固定資産税が入ってくるというものです。これは何ぼ入るかは計算したら出ます。しかし、市民の心の中での潤いというものを演出するのでは固定資産とかでなしに、はかる係数がありませんけれども、その地域に住む人間が本当に喜んで活用されるのであれば、やはり私はそういう方向での、例えは悪いかもわかりませんが、ハードでとことんやるのが行政なのか、市民の心をつかまえたソフト的なそういうものも考え合わせるのも、一方で行政の使命だと思います。そういうところから、決してひがむわけではないんですけれども、一方で野洲駅のほうはどんどんよくなっていく。そして、何か知らんけど合併直後から切られるような話ばかりでいっこうに向こうのほうには日が当たらんという思いが、ある意味ではこれは公平さ、公正さ、そういうものを求める我々の立場としては、ちょっと行政の

かじのとり方について、もう少し再考願いたいなというふうな思いが至ってまいります。この辺をもう一度ご回答をお願いしたいなと思います。

アサヒ土地問題につきましては、既にお互いに行政の立場、議会の立場がなにしておりますから、また市民参画の中でいろいろ検討された中でベストの方法が打ち出される、いずれにせよこの10月末が契約期限ですから、この次に開かれる本会議においては主たる議論の中心になってこようかと思えます。そういうところで我々は、一部では一たん市が買って民間開発させたらどうやという案もあるんですけども、これらは全体の議論にゆだねてまいりたいというふうに考えております。

それから、子育て支援と高齢者問題です。私は何もすべて望む人が入れるような施設の拡充とかそういうものを決して求めるものではありません。自活できるにこしたことはないんです。しかしながら、このままの状態で行きますと、在宅介護といっても限界があります。そのためにはやはり家族のだれかが中心的な役割を担わんならん。私も、もう古い話ですけども、私の母親自体が在宅介護に至りました。その中で、父親が一生懸命介護し、介護疲れから自分も倒れ、そして私自身、また勤めながらもそういう状態でフォローしてきましたけれども、やっぱり家には限界があるなということをあの時点をつくづく感じております。そういう意味におきまして、何も親をどうこうというんじゃない、社会情勢そのものは、そういう施設を持っていかないといけないような世の中に変ってきているんじゃないかと、一方で。行政としては、例えば介護保険がどうしても値上がりする、また一般財源からの持ち出しもふえてくる、大変やと言わはるけど、その大変なのがやっぱり今の時代のニーズになっていってるんじゃないかなというふうに解するんですけども、この辺につきまして、新たな見地はないと思えますけれども、ひとつもう一度十分な検討を加えていただけたらなと思います。

それから、保育園の問題であります。今、市長からご答弁がありましたように、第2野洲保育園、今年度設計ということであります。ほかの保育園も含めまして、または、一つには公設民営になるのか完全民間になっているのかは、議論を私もちよっと判断しかねますけれども、いわば市の子どもたちを預かっていただく民間保育園ですね、これらについてもやはり同様に対応すべき状態じゃないかなという危険性を感じます。そういうところから、安心・安全のためには小中学校だけでなしに、弱い立場の子どもたち、そういう人たちに対しての安全と、そして先ほど言いましたように、耐震化をすることによって受け入れ態勢をさらに幅を持たす。私が前に質問しましたときには、たしか810人前後だった

と思うんです。それが確かに篠原子ども園等を中心にふえて、40まで膨れるのは評価できるんですけども、もっともっとそのテンポを早める形で、やはり働きたいお母さんが安心して預けられる施設、地域によって多少の差はあるかもわかりませんが、それらニーズに対して十分こたえられるような行政対応を展開していただきたいということを申し上げておきます。

答弁よろしく申し上げます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 西本議員の再質問にお答えをさせていただきます。要望とご質問がちょっと振り分けられない部分はありますけれども。

後年度の負担に関しては、ちょっとご趣旨がわからないんですけども、決して若い世代、後年度にツケ払いをさそうとは全く思ってません。これまでがそうだったのではないかと思います。野洲小学校のPFIでも毎年4,800万円、むしろこれはこちらから提案をして解除したものです。本体もすごく高いです。4%の利息です。今、最小限の安全を守るために耐震対策をやっているわけで、それを今自己財源がない、そしてまさにこれは起債をしないとだめな制度ですね。幸い、今の交付金が有利に使える、そして残りは、これは過大な負担ではなくて、次の世代がならしてやっていくべきもので、今の世代が負担するものじゃないわけですね。これは制度の根幹です。要らないコミセンつくっているとか、上等な図書館をつくってる話と全く違うので、代表質問でもう少し責任を持ったご質問の形をお願いしたいと思っています。常々申し上げているとおりであります。

それと、いわゆる副都市拠点です。これは、私は進めないと言っているわけでは全くございません。例えば、祇王駅は私のマニフェストに書いてますし、ロードマップにも書いてます。今、内部検討をしています。これはもう私か申すまでもなくご承知だと思いますけれども、中里村と祇王村がもともと要望しておられたもので、かつては貯金といいますか基金まで持っておられました。見込みがないというので今はもう解消されております。まさに中里村と祇王村が望んでおられたものです。私は、あれをうまく動かすことによって、もう一度今の副都市拠点のあたりが活性化するというふうに思っております。それと湖南幹線、これも私になってからです、一生懸命やっているのは。今、時間はまだ、ご評価いただいたように2年半たってないわけですね。だから一緒にやっというご趣旨であれば私は大いに喜びますけれども、どうなっているんやというのはどうかなというふうに思います。

それと、先般の都市計画税のときに、0.2上げさせていただいて、例えば特定保留地の減歩率が余りにも高い。間宮川の排水、あるいはその手前、直接放流ではないですけど、比江川の改修もしましょうと。地権者の方たち、あるいは地域の方にお話をしました。でも、そのときに、もう私たち旧の中主地域は市街化は結構だとおっしゃって、自治会の反対署名を持ってこられたわけです。だから私たちは本当に排水対策から攻めていかないとあの減歩率は低くならないわけですね。本当に真剣な議論を一緒にしたいと思っています。決して私は旧の分庁舎を売りたいと思っているわけではございません。内々いろんな案も書いています。でも、多大なお金をかけてまでと、今はいけないので一番いい案を皆さん方と一緒に聞きをしたいということでご提案を申し上げているわけで、何回も言いますように、売り急ぎをしてません。先ほどは、1億円しかないという金の話をされたので、固定資産税が入るのではないですかということを上申したわけです。

あと、さざなみホールをどう使うか。これも今内々検討しています。どう使うかとなればやはり市の文化予算とか市民活動の予算を、いわゆるソフトをふやしていかなとだめです。これまで一切、文化予算きちっと積み上げられてません。方針もないです。だからそのあたりの観点でどうするかであって、シンボルだとか使うべきだとか言ってもそんなの使えないと思いますから、ソフト策と一緒に進めていくべきかなというふうに思っております。

それと保育所につきましても、現在、整備計画、すべての保育所の改築計画を持っています。改めてまた議員の皆さん、市民の皆さんにお示しをして計画的に整備をしていこうと思っています。ただ、これも常々申し上げますように、用地の手配からしないのだめです。今、小・中は敷地内で基本的に対応できています。あと、学童保育所も敷地内、あるいは市有地内で対応できています。でも、新しい保育園、野洲第2、それから三上等、そして野洲第1ですね。一番大きな難題。これはその場所で建てかえられません。特に野洲第1なんかは、野洲の中心部に用地を確保した上でしかできません。今までなぜされてなかったのか。全然課題に上ってませんでした。私になってからきちっと位置づけて、用地想定もしながら今、計画を進めておりますので。ただ、これも後年度の借金なしでやれとおっしゃっているのかどうか。そういうことを真剣に一緒に議論をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、介護に関しましても、私はやはり本当に必要な方は入っていただくような施策をとりたいと思っています。現在は、これは従来からもらってますように、現在は本当に

入られる必要がある方かどうかというのがきちっと精査ができてません。不安であるので、幾つかの施設に入所登録をされているという状態です。先ほど申し上げたように、来年度そのあたりをきちっと精査をした上で、必要な方に必要なサービスが行き渡るような、ごく一部じゃなくて、皆さん介護保険を掛けておられるわけですから、必要な方に必要なサービスが行き渡るような施策展開を新しい計画の中と、中長期的には総合計画の中で示してまいりたいと考えておりますので、ぜひ一緒に取り組んでいただくことをお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（立入三千男君） 西本俊吉君。

○15番（西本俊吉君） 市長から非常に気合いの入ったというんですか、そんな感じのご答弁をいただいております。私は何も市に対して不平不満でなくて、ただ、こういう方法もあるんじゃないですかという、ある意味では先ほどおっしゃった提案型になっている部分も当然あります。そして、県のトップにおられた市長と違って、我々の立場から言いますと、いわば庶民派、庶民というんですか、そういうなにて、やっぱりレベルの差もあるんかもわかりませんが、私はこれで私なりに精いっぱい責任を持った質問を展開しているつもりですので、まあひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

代表質問ですから、あえて突っ込んでどうのこうのという議論はいたしません。ただ、やはり我々は今後行政の皆さんのとられる施策、そういうものに対しての十分なチェックという言い方は悪いんですけども、公平さ、公正さ、これらを十分貫かれるか、その方向での議員としての機能を果たしてまいるとともに、少しでも、何かきらっと光ったという市長は当初おっしゃったんですけど、そういうような一つの行政としての輝きというものを期待したいと思ひます。

昨日、これは職員さんの課題ですからあえて言いませんけれども、本市の消費者行政に対して国のほうは非常に注目していっているということで、職員も政府から求められて出張もされているようです。そういうところで私は、野洲市がやっぱり一番光るのはあの辺かなと今現在考えているんですけども、それが消費者問題とかになってきますので、そういう方向で今後市民の安全のためにそういうものが展開されるか、我々自身も注目してまいりたいと思ひます。

なお、これは私も会派も当然とは思ひますけれども、市長も大変激務であります。そういうところから、これはあえて回答が要るわけではないんですけども、私の思いとして聞き届けていただけたらなと思ひますけれども、やっぱり行政というものは父親の役、

母親の役、それぞれこなす中で優秀な行政マン、部課長、政策監等の方はおられますけれども、セコンド役としての副市長、これらもぼちぼち考えられてもいいんじゃないかなと。そういう中からバランスをきちっと確保した形で、例えば会議等にも市長は前向きに市民に対して精いっぱい動いてもらっていることは評価しておりますけれども、そういう全体というところになりますと、多少副市長が必要でないかなという認識も持っているということを申し上げ、私からの質問を終わります。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 西本議員、いろいろご提案ありがとうございます。

お言葉を返すようでありますけれども、光らないよりは光ったほうがいいと思いますけれども、これまでは人権で光ろう、環境で光ろうと思ってきた結果が、保育園は軒並み耐震対策が要る、あるいは学校の耐震化も進んでないということで、私はやはり光るよりはまずは市民の安心とか安全とか子どもが育つ施策をやった中で光るのであればそれでいいんですが、光ることを目指して施策を取り組むべきではないと思っておりますので、ご理解いただくようによろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。再開は午後 1 時にいたします。

（午前 11 時 35 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党野洲市議会議員団、第 3 番、小菅六雄君。

○3 番（小菅六雄君） それでは、日本共産党議員団を代表いたしまして質問を行います。

まず、施政方針についてであります。

ご承知のように、政府予算を審議する通常国会はかつてなく混乱しています。これは、「今の政治を何とかしてほしい」「暮らしをよくしてほしい」という国民の期待に反した菅内閣の政策遂行や財政運営で混乱とぶれ。また、一昨日も前原外務大臣が違法献金で辞職するなど、政治と金の問題も含め、今、政権担当能力の限界とみなされ、多くの世論調査でも支持率は 20%前後となっています。

このことは、民主党政権下で初の編成となった政府予算を見ましても、これを物語っています。国民の暮らしが厳しさを増す中で、新年度予算に問われているのは、財界・アメリカ優先というこれまでの古い政治の枠組みから、国民の暮らしを守る政治に転換するかどうか問われているものであります。

ところが、一昨年 of 総選挙で民主党が掲げたマニフェストの重点政策が相次いで破綻しようとしています。問題は、反省のないまま菅政権が今、農業破壊のTPP参加、この問題では昨年12月議会では、本市議会でも参加反対の意見書が採択されています。本件では、高島市を除く全議会でも採択されています。ですから、問題は農業のみならず関税撤廃、そして国間のあらゆる障壁が撤廃され、国民の暮らしと営業の全分野に大きな打撃を与えることが明らかになったからであります。さらに、国民的な菅内閣への批判は、大企業減税とセットで消費税増税を打ち出し、社会保障制度を後退させ、公的責任を放棄する制度改悪を進めようとしていることなどがあります。

そこで、市長の施政方針と関連して何点かお聞きいたします。

1点目に、このような混迷する現政権下において、国民の暮らしの展望も経済の回復も先が見えず、国民には今閉塞感が広がっています。市長の施政方針には、国の政治動向や財政方針については論じられていませんが、これほど地方自治体や行政運営や市民の暮らしが大きな影響を受けることになる現在の内閣について、私は一定の見解なり政府に対しての主張があつてしかるべきと考えます。この際、市長の現政権に対する評価を初めにお聞きしておきたいと思います。

2つ目に、この際、具体的な点でも1点お聞きしておきたいと思います。

子ども手当や後期高齢者医療制度などに見られるように、見通しのない現政権の施策展開に、本市の予算編成でも翻弄され混乱している部分があります。このような事態を市長はどう見ているのか、所見をお聞きいたします。

2点目に、平成23年度は集中改革プランの2年目であります。この集中改革プランは市民のきめ細かい福祉・医療・教育などの施策にサービス低下や負担強化も求めてきました。よって、集中改革プラン初年度の成果と課題をどう検証されたのか。その上に立って、今後の財政見通しをどう見込んでいるか。また、市民の暮らしと営業が一段と大変なとき、集中改革プランの市民負担強化の施策を見直し、暮らしを守るプランに転換すべきと考えますが、この際、見解をお聞きしておきたいと思います。

大きな2つ目、税徴収対策についてであります。

この問題は、市の税徴収における差し押さえ問題についてであります。言うまでもなく、市民の暮らしの現状は厳しいものがあります。平成22年度の予算や、今提案されております23年度予算案でも、本市でも生活保護にかかわる予算は増加の一途であります。この中で、本市における近年の税滞納による差し押さえ件数は急増しています。平成18年

度では差し押さえ件数は全体で49件でした。ところが、平成21年度は実に139件になっています。異常な増加数であります。

多くの市民の皆さんが厳しい経済状況の中、納税義務を果たしております。このような中、悪質な滞納者に対し毅然とした対応をとることは当然だと思います。しかし、問題はその見きわめが難しい中で、適切な徴収対策がとられているかどうかであります。昨年度、139件という多数の差し押さえにおいて、まことにやむを得ないケースであったのかどうか、その判断が十分に慎重に行われてきたのかどうかであります。初めに、どのような判断基準に基づき、悪質と判断し差し押さえを実施するのか、しないのか、どうされたのかお聞きいたします。

2つ目に、ご承知のように、徴税法では差し押さえの禁止財産を規定していますが、この観点から、とりわけ問題になりますのは、給与、預貯金等の差し押さえであります。給与では、平成18年度は1件であった差し押さえが平成21年度は15件されています。また、貯金では、平成18年度は18件が平成21年度では74件も差し押さえされています。先ほど言いましたように、法76条では、給与生活者の最低生活の維持に充てるべき金額に相当する給与の差し押さえは禁じられています。この面から、本市の場合、直接生活に影響する給与の差し押さえ根拠、基準はどうだったかのかをお聞きいたします。

3点目に、当然、差し押さえが多くなり税の徴収がよくなったと単に評価できるものではありません。問題は、差し押さえに至る経過であります。親切・親身な納税相談が必要ですが、本市の納税相談の体制・充実策が重要と思いますが、それについての見解をお聞きいたします。

大きな3点目、第2次同和対策基本計画についてお聞きいたします。

第2次同和対策基本計画素案が示され、3月4日まで市民からの意見募集がされてきました。結論的には、これまでの第1次基本計画をほぼそのまま踏襲するもので、私は同和行政を終結し、民主的な行政の推進を願う市民の意思とはかけ離れたものと考えます。

言うまでもなく、本来、同和対策事業は実態差別の解消、すなわち環境改善事業の取り組みとして行われ、これまで言ってきましたように、長年にわたる行政・市民の努力で相当の改善がされました。このような進展に基づき、国でも対策事業の終結を行い、長年の特別対策としての時限法は終了したところであります。さらに残された課題については一般行政の中で行うこととされています。このことは本市でも同様で、市民的議論の中でも市民の意思としてこのことが示されています。周辺市町でも、近江八幡市が終結を行い、

草津市でも平成22年度をもって、遅くとも平成24年度ではほぼすべての個人施策の廃止を検討委員会が答申しています。これらは、単に他の町の紹介ということではなく、これが今日の同和行政の到達と言うべきものであります。

ところが、本市の第2次基本計画の素案を見ますと、同和行政の基本姿勢のところにおいて、確かに第1次基本計画にはなかった記述もあります。それは、「第2次計画期間内に速やかな同和行政の終結を目指す」とか、あるいは「これまでの取り組みを漫然と続けるだけでは同和問題が解決できない現実を直視し、一定の目標到達時期を明確にした上で今日的な観点での課題認識に基づいた取り組みが必要である」と記載されています。

しかし、問題は、総論としてはそのような認識を述べ、記述しながら、具体的な第2次計画の重点施策の展開について見ますと、ほとんどすべてと言っていいほど第1次計画の内容を踏襲しています。それどころか、第2次計画の平成27年度終了後の平成28年度以降も第3次基本計画を策定し同和行政を継続する方向の考えを示しています。

そこでお聞きしますが、1点目に、さきに言いましたように、素案で「速やかな同和行政の終結を目指す」と言いながら、その一方で、具体的な施策では第1次計画をほぼそのまま踏襲している。第2次計画では同和行政を全体としてどのように位置づけているのか、その真意は何なのかを初めにお聞きいたします。

2点目には、関連して、私は直ちに終結を求めるものでありますが、少なくとも第2次計画内に終結することの内容にすべきと考えますが、その点についてもお聞きしておきたいと思います。

3点目に、具体的な問題では、例えば個人施策や団体施策は速やかに廃止を進めるべきだと考えています。廃止を検討する中で、今日の市民の置かれた現状や医療・福祉、教育、雇用などの施策で、一般対策として全市民を対象にした施策も必要と考えます。この件では、第2次計画では具体的な方向を全くと言っていいほど述べていません。見解を求めます。

同和行政の問題では、昨年12月17日、市長に対して「同和行政に関する事業は一般施策に移行されること」を本市市議会の意思として市長に要望・提言したところであります。市長はこれらの要望は市民全体の意思として受けとめることが必要であります。答弁を求めます。

次に、大きな4点目。保育の「子育て、新システム」についての質問であります。

政府は、現行保育制度を改正させ、父母が保育所と直接契約、保育料の「応益負担」で

制限なし、保育最低基準もなくしていくなど、行政が保育責任を投げ出すものとしての子育て新システムを進めようとしています。全国的にはこのような保育行政の検討に係る及び保護者から強い批判も出ています。

ご承知のように、現行保育制度は国や市町村が保育の実施義務を負うものと明確に位置づけられています。保育の最低基準により、全国どの地域においても保育が等しく保障され、保育料においても保護者の所得格差が子どもたちの受ける保育の格差につながることはない「応能負担」を原則としています。また、政府が進めようとしている「幼保一元化」案についても、そもそも保育所と幼稚園は、目的・機能はもとより、開所・開園日数、保育時間、利用の仕組み、入園料及び保育料の設定等に関して根本的な理由によって違いがあります。歴史的に築き上げた文化を激変させるもので、拙速な改革は現場の不安と混乱を招くことになりかねません。

このような保育の新システムの考え方については、現在、全国で約150の地方議会で反対の意見書等が採択され、国に上げられています。

そこで1点目に、このような問題がありながら政府が進めようとしている「子育て、新システム」について、どのような見解なのかを初めにお聞きします。

2点目に、本市の場合、今年度開設される篠原幼保園は、幼保一元化の「こども園」がありますが、政府が検討する「新システム」方式ではなく、入園申し込みや保育料額や徴収は市が行うとしています。幼稚園の保育料は一律で収入に関係なく決められています。よって、篠原こども園の保育料はどのように設定されるのか。また、建設年度はまだ明らかではありませんが、竹生地先のリバーサイドタウン開発に際して北野学区としてのこども園の設置の計画もされていますが、この幼保園はどのような位置づけで進められるのかをお聞きしておきます。

3点目に、本市でも待機児童が発生している中、今後、早期に保育園の新設や増築が求められておりますが、このための計画策定が必要であります。整備計画についてもお聞きしておきたいと思っております。

次に5番目、雇用問題についてであります。

野洲市の取り組みについて質問をいたします。雇用の問題は引き続き深刻な状況であります。とりわけ、高校卒業や大学卒業などを含む若い人たちの就職問題は深刻であります。少し以前の資料になりますが、大学生の就職内定率は68.8%で過去最低を記録し、約24万人もの若者がまだ内定が出ていないという事態になったり、一方、滋賀県下でも高

校生の就職内定率は、昨年12月末ですが、83.9%、これを実数で言いますと約350名の高校生が就職が決まらず不安な時期を過ごしてきました。もともと、今日20歳の青年の雇用の半数は非正規雇用とされています。これからの日本を支える若者がこのような状況でいいわけがありません。

そこで質問しますが、問題は、企業が、とりわけ大企業が社会的責任を果たすことが必要だと考えます。今日、氷河期と言われる中でも、大企業は内部留保をふやしながらか、これを雇用拡大に振り向けないことが大きな原因であります。現在、政府は法人税の引き下げを打ち出していますが、菅首相は、「法人税減税分を雇用対策に」と財界に申し入れましたが、財界側は、そのような事態ではないと主張したとされています。私は、今こそ企業がこうした姿勢とやり方を改めることが重要と考えます。ですから、野洲市としても市内大企業に対して積極的な雇用拡大を図り、社会的責任を果たすよう求めるべきと考えますが、見解をお聞きします。

2つ目に、これまで議会質問でも指摘してきましたように、本市の場合、雇用の拡大を含め市内企業23社に振興助成金を交付しています。村田製作所の場合は、これも以前に言いましたが、本市からは約1億円、滋賀県からは約3億円、合計、村田製作所だけで約4億円の補助金を受けています。しかし、村田製作所はご承知のように、これまで派遣労働者や臨時社員を中心に雇いどめなどを行ってきました。

そこで提案ですが、野洲市としても振興助成金を受けた企業が派遣切りなどを行った場合には補助金の返還を求めるなど、企業の社会的責任を明確にすることが必要だと考えます。この件では、三重県のシャープ亀山工場が大幅な人員縮小をしたことに対して三重県知事は補助金の返還を求めました。本市でも、「雇用のため」という名目で補助金を出し、そして企業がそれを受けると、その一方で派遣切りを行うというこうした事態を許さないため、派遣切りなどの大量解雇を行った企業に対しては補助金の返還を求めることができるような制度改正が必要と考えますが、ご見解をお聞きいたします。

次に6点目、住宅リフォーム助成制度について質問します。

これまでから地域経済の活性化への波及効果が大きいと言われる住宅リフォーム助成制度を求めてきましたが、これは多くの自治体で実施されています。今年度及び来年度に向けて実施を行う自治体が急激に広がっています。現在、全国で175自治体とされています。市長もご承知のように、住宅リフォーム助成制度は、住宅をリフォームしたい市民に自治体が一定額の補助をするものであります。工事を地元の中小・零細業者に発注して

いくため、「建設不況」で仕事が減って困っている業者から歓迎されるとともに、市民からも「助成制度があるこの機会に思い切って家をリフォームしたい」ということで、有効な制度であります。県内でも10の自治体の実施されています。経済効果も大きいと言われています。制度を実施した自治体では、零細業者の畳屋、塗装業など建築関連業も受注がふえ、波及効果が大きいことを示しています。ひいては、直接・間接経済効果、二次効果も広げるものであります。

そこで、市はこれまで議会答弁で「経済効果に疑問。これにかわる他の融資利子補給制度など対策をとっている」と言いますが、それでは、今日の現状の中で、今とっている対策の実績と効果はどうかを具体的に答弁を求めます。

2つ目に、「効果に疑問がある」と言われるならば、当然、住宅リフォーム制度を実施している自治体の調査もされたと思いますが、実施された自治体名とその自治体の実施状況なり波及効果などについてどのように評価されているのか、調査はしたが、どの点がだめと判断したのか、あるいはこの点が課題であったということなどを主張されるのであれば、この際答弁を求めます。

3点目に、さきに言いましたように、今年度から来年度にかけて実施する自治体がふえています。滋賀県議会でも住宅をリフォーム制度の実施を求める請願が全会派一致で採択されています。また、都道府県単位で実施するところも出ています。このように、多くの市民が実施を求める住宅リフォーム助成制度であります。本市でも、ぜひとも実施すべきと考えますが、改めて見解をお聞きします。

次に、現在開発が進められております竹生地先のリバーサイドタウン開発に関連して、道路整備あるいは交通安全対策等の問題について、若干質問をいたします。

本定例市議会でもリバーサイドタウンにかかわる地区計画の議案が提案されており、また県道守山中主線の竹生交差点改良の設計予算、また昨年の議会では住宅開発内の市道建設予算等も計上され、進められてきたところであります。そこで、ご承知のように県道守山中主線において、今日、野洲川右岸線の開通も相まって、大変、自動車の通行量が増大しています。朝夕の通勤時間帯は、以前に比べると渋滞もかなり見受けられます。その上、住宅開発となれば一層増大するのではないかと懸念もされます。

そこで、道路建設や交差点改良を進めると同時に、交通安全対策も同時に検討すべきであります。まず、団地幹線道路となる市道と川田橋、県道守山中主線の交わる場所は新たな交差点となりますが、言うまでもなく、大変見通しの悪い交差点となることが予想さ

れます。よって、新設交差点には信号機の設置等も含め安全対策をとる必要があると思います。また、竹生交差点の改良と関連して、県道守山中主線の上下線の平地化もあわせて進める必要があると考えます。つまり、団地開発と関連して周辺の一体的な道路整備と安全対策を行うべきと考えるものでありまして、それについての考えをお聞きしておきたいと思います。

最後に、教育方針及びその他の教育問題についてお聞きいたします。

教育長の平成22年度の教育方針では、「野洲市教育基本計画」の基本理念である「一人ひとりが大切にされ、大人も子供も学びあう、まちづくり、ひとづくり」の実現を目指し、子どもたちの「生きる力」を育て、家庭・学校・園・地域・企業が連携して、「学校・園を含めた地域の教育力」を高め、お互いが学び合う「生涯学習のまち」をつくる取り組みを進めると書かれています。また、具体的な取り組みとして、元気な学校、園の創造、安心・安全の教育環境と子どもの居場所づくりを初めとして6点の重点課題が提起されています。

これらの具体的な取り組みについては、今日の子どもを取り巻く現状から見て、一つ一つはそれなりに必要なこととは思いますが、しかし、教育方針を見まして、本来、学校教育の大きな目標は、私は、1点目に、どの子どもにも平等に基礎学力を高める教育環境・条件を整備することが必要だと考えます。そのことが教育方針に述べられている「生きる力と自主・自立の能力」を培うことにつながるものと考えます。この点では、教育方針にはいろいろ述べられておりますが、私は小・中学校において、さきに言いましたように、どの子どもたちにも基礎学力をつけることを保障することが義務教育の基本的な目標と考えますが、教育方針にはこの点が見受けられない、あるいは私は弱いと思います。具体的には、これまでも言ってきましたが、少人数学級の取り組みであります、現政権は不十分であります、少人数学級の取り組みを進めようとしています。しかし、基本方針・施政方針にはこれらの取り組みが見受けられませんが、この点についてどう考えておられるのか、お聞きします。

2つ目には、全国学力テストの問題であります、平成22年度の全国学力テストは抽出方式で実施されましたが、現在、文科省では改めて全校実施の議論もされています。言うまでもなく、全国学力テストは基礎学力の向上というよりも、子ども間競争また学校間競争で学力を競わせ、ひいては差別・選別の教育を進める内容となっています。今後、全校方式になるかはわかりませんが、私はこのような学力テストには参加すべきではないと思いますが、改めて本市の教育委員会の考えをお聞きいたします。

次に、県立高校の統廃合計画についてであります。ご承知のように、県教委が進めようとしている県立高校の統廃合計画は、昨年末以来、県民世論の強い反対のもと、この平成22年度に具体的に統廃合高校を明らかにした実施計画を公表するとしていた方針を県教委は断念しまして、平成23年度に先送りをしました。つまり、統廃合の理由としていた学校の適正規模の問題でも、地域の高校のあり方の問題でも、県教委の考えが私は破綻したことを示していると思います。

この件では、一般質問でも、統廃合計画の対象校である野洲高校も野洲市にとって重要な問題であり、安易な統廃合はやめるよう県教委に市としても主張すべきと求めてきました。先ほど言いましたように、県教委の統廃合計画に合理的な理由が見当たらず、また滋賀県が生徒1人当たりの教育費が全国47都道府県で最下位クラスでありながら、財政的観点から教育費の削減だけを目的で進めようとしている嘉田知事や県教委に、改めて統廃合計画をやめるよう主張すべきと考えますが、市長及び教育長に見解をお聞きいたします。

代表質問の最後に、野洲養護学校の問題についてであります。ご承知のように、野洲養護学校が開校し、3年を経過しております。野洲養護は本市からも多くの子どもが通学する学校であります。しかし、開校当時から諸問題があり、当時、市議会でも本市から多くの子どもが通学する学校として県教委に改善を申し入れるべきと求めてきたところであり、ます。

そもそも野洲養護学校は、老朽化した八幡養護学校の移転と八日市養護学校の大規模化を解消するなどを目的に学区再編や新設校建設の一環として建設されました。ところが、野洲養護学校は定員170名でスタートしましたが、開校時で既に191人、そして現在では254人、ことし4月からは298人と急増しています。狭い教室などの校舎の改善は急務となっていました。私ども共産党県会議員団や関係市議は、開校直後に野洲養護を訪問し、実態調査をもとに県教委にも交渉したりしてきました。さらに、県議会や市議会でも、先ほど言いましたようにこの問題を取り上げ、改善を求めてきたところであり、ます。また、保護者の皆さん、PTAなども運動をされてきました。その結果、県の新年度予算案によると、野洲養護においては教室10教室を含む増築で2億1,410万円、また県内養護学校に5台のスクールバスを新たに配置する予算が組まれました。このように、改善と予算がつき、対策が打たれるのは、それはそれでいいのですが、根本的な対策としては現在のマンモス校の増築は当面の措置であり、湖南管内では分離・新設校が必要となるのであります。

去る2月7日、私どもは改めて野洲養護学校の校長と懇談を行いました。校長は今回の増築は喜ばれているのでありますが、同時に、このようなことを言うておりました。「増築はありがたいが、将来的には湖南地域にもう一校新設することや学区の再編も含め、特別支援学校のあり方を見直す必要がある。職員配置も、せめて県平均以上の増員が必要」との要望が出され、県議会、市議会、また地元行政の協力も要請されました。

以前の一般質問では、この問題を「県立学校の問題だから」として積極的な答弁はされませんでした。私は、県立学校であろうが、本市からも多くの子どもが通学する学校として、何よりも地元学校として、県立学校だからとして要望を県に控えることはあり得ないことだと思います。特別支援学校の諸問題を市としても県教委に要望されるべきと考えますが、その考えがあるのか、市長及び教育長にお聞きします。

以上、代表質問といたします。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩します。

（午後 1時30分 休憩）

（午後 1時32分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 日本共産党野洲市議会議員団を代表としての小菅議員のご質問にお答えをいたします。

まず、施政方針についてのご質問のうち、「現政権に対する評価」についてのご質問をいただいておりますが、政策・施策については評価を行ったとしても、政権評価までは、議場で市長として、いかななものかなと思いますので、とどめさせていただきます。

ただし、今の国政の混乱により本市でも予算編成等で翻弄されておまして、政権交代の期待がかなわず、現在の国政の展望が全く見えない状況の中で、市民の間に閉塞感が広がっており、懸念が不安に変わってきていると実感しております。

次に、具体的に「子ども手当」や「後期高齢者医療制度」など、現政権の施策展開についてどう見ているのかということですが、特に子ども手当につきましては、私は当初から、その妥当性と財源確保の面で懸念を示していたところでもあります。国の予算が成立しても関連の法律が成立しなれば、子ども手当が支給できないとか、後期高齢者医療制度の運営に支障が出るとか、市として事務的に困るのはもちろんですが、それ以上に市民にマイナス面の悪影響が出ることを心配しております。一刻も早い正常化を願っ

ているところであります。

今、我々にとって一番大切なことは、市民の生活を守る、あるいは地域を守るといった地方自治の一番重要な観点から、市として責任のある取り組みを進めていくことが肝要であると考えおります。

次に、「集中改革プランの初年度の成果と課題」につきましては、市民の皆様のご理解とご協力のもと、約6億3,400万円の財源を確保し、約53.8%という県内最低の学校耐震化率を23年度末に100%を目指した事業や、学童保育所の整備、特別支援教育の充実などの子育て支援対策に取り組むことができました。また、道路等のバリアフリー対策や治水対策なども進めることができたと考えております。

一方、課題につきましては、集中改革プランを策定する過程において、可能な限り市民との合意形成を図ってきたわけではありますが、市長への手紙等で多くのご意見やご提案をいただいております。その中には、まだまだ行政に無駄があるのではないかと、もっと見直すべき項目があるのではないかなどのご指摘もございましたので、職員等で課題等を共有し、今後の市政運営に役立ててまいりたいと考えております。

次に、「今後の財政見通し」につきましては、中期的な見通しで申し上げますと、歳入面では、国の経済の状況判断を踏まえての見込みといたしましては、政治情勢等の不測の事態を除けば、緩やかながらも回復がしばらくは続くものと思われ、個人・法人とも税収は上向き傾向に向かうものと見込んでおります。しかしながら、普通交付税の算定を基準に考えると、個人・法人を合わせた市税が、少なくとも10億円弱増加しないと、その増収分の多くは交付税算定上、相殺されてしまうことになり、結果として税収増がそのまま歳入増につながらないことになり、かつ合併算定期間の特例期間を考えると、まだまだ市の財政は楽観視できないと考えております。

一方、歳出面では、扶助費関係は増加の一途をたどり、公債費についても織り込み済みとはいえ、平成31年度以降は右肩上がり償還のカーブを描くなど、飛躍的な法人市民税の伸びがない限りは、財政的には当分の間厳しい状況が予測されるため、手綱を締め直して、一層の財政健全化に努めてまいりたいと考えております。

次に、「暮らしを守るプランに転換すべき」というご指摘に関しましては、集中改革プランが「市民のきめ細かい福祉・医療・教育などの施策にサービス低下や負担強化を求めてきた」とのご意見ではありますが、これらのサービスについては、コミュニティバスの土曜日運行再開や、先ほど説明いたしました学校耐震化などの子育て支援対策の充実など、負

担強化というよりは、むしろサービス向上の面のほうが強いのではないかと考えております。また、バス料金やごみ袋料金の見直しについても、金額は上がっておりますが、それにかかる経費と負担の公平性を確保する観点からの料金設定などを行っておりますので、むしろ適正化の措置であると考えております。

2点目の「税徴収対策について」お答えをいたします。

まず、差し押さえを行う場合の判断基準であります。納付困難者には、納税相談の実施により生活状況報告書の提出をいただき、生活が著しく困窮している方には社会福祉関係課と連携を図りながら、分割納付を活用するなど生活実態に応じたきめ細かな徴収を行っております。一方、預金、給与及び財産などがある方で納税意思の希薄な、いわゆる悪質な納税義務者には、法律の定めるところにより差し押さえの執行をいたしております。

次に、給与の差し押さえの根拠と基準であります。地方税法の規定では、国税徴収法の例によるとされており、このため、税の差し押さえ執行は国税徴収法第76条の規定に基づき、所得税、社会保険料を初め最低生活費等に相当する差し押さえ禁止額を除く範囲内で差し押さえを実施しております。

また、平成21年度に差し押さえた15件の案件は、いずれも市からの納税相談の提案にも応じない、いわゆる悪質滞納者であり、法律の定めるところにより、公平な原則に基づき、適正な差し押さえを執行したものであります。

確かに、差し押さえ件数は増加しておりますが、これは、これまで市に差し押さえ等滞納処分の手法が不十分であったものを、最近では県及び近隣市と情報交換、手法の研さんを行いました結果、件数が上がっておるものと考えております。

次に、本市における納税相談の体制と充実についてであります。税負担の公平性の観点から、適正かつ不可欠な差し押さえの執行は必要であると認識しております。

本市では、1点目でお答えしました納税相談に加え、ご承知のように、特に借金問題による税等の滞納者には、市民生活相談室を中心とした関係課のネットワークによる多重債務者包括的支援プロジェクトを進めており、生活再建と滞納改善に大きな成果を上げております。

今後もこれら取り組みの継続と充実により、議員ご指摘の親切で親身な納税相談を実施してまいりたいと考えております。

次に、大きな3点目の第2次同和対策基本計画案についてであります。1点目の同和行政の位置づけ、2点目の同和問題の終結についての見解は、関連しておりますので一括

してお答え申し上げます。

計画の策定に当たりましては、平成22年10月20日付、「今後の野洲市における同和行政のあり方」についての野洲市同和対策審議会答申を尊重しておりまして、第2次同和対策基本計画案におきましても、議員ご指摘のように「計画期間内に速やかな同和行政の終結をめざし」と、市の基本姿勢を明確に示しております。

5年の計画期間内に、速やかに同和行政の終結を目指すことを明らかにしたことが、第2次計画案の根幹のところであります。その点を十分ご理解いただきたいと思っております。

3点目の施策の一般施策につきましては、個別具体の施策検証の作業中であり、ご指摘の一般施策化につきましては、その施策の目的と市財政の双方からの検討により、5カ年の中でスケジュールをつくって、その計画の運用の中で個々具体的に判断してまいります。

議員は、国は既に終えている、国は国はおっしゃっていますけれども、やはり地域の状況を見て物事は判断すべきと考えておりますし、一般施策化につきましても、ご指摘のような課題につきましては、市民生活に必要なサービスをいかに供給するかという観点からであって、一般施策化の観点から対応すべきものではないかと考えております。

4点目の子供・子育て新システムに関するご質問にお答えをいたします。

まず、「子供・子育て新システム」につきましては、厚生労働省、文部科学省など関係行政機関の協力により内閣府が進めており、一つは、すべての子どもへの良質な育成環境を保障し、子どもを大切に作る社会、二つ目に、出産・子育て・就労の希望がかなう社会、三つ目に、仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会、四つ目に、新しい雇用の創出と女性の就業促進で活力のある社会、の実現を図る方向性が平成22年4月に示されております。その後、基本制度、幼保一体化、子供指針（仮称）の3つのワーキングチームが設置され、今日まで専門家により具体的な仕組みについて検討が行われてきました。幼保一体化ワーキングチームでは、幼稚園と保育所の制度の一本化、入所の方法、利用料など給付の方法等について意見が交わされています。

そこで、すべての幼児教育・保育を必要とする子どもに対し、幼児教育・保育を受ける権利を保障するという考えに立ち、給付に応じた一定の負担を求めることを原則とすべきでないか。その際には、低所得者への配慮が必要ではないかという意見が出ております。保育時間に応じて保護者の負担を求めることを原則とする考えであり、低所得者への十分な配慮のもとで実施されるのであれば合理的な方法であると考えております。

いずれにいたしましても、野洲市では、今後の保育整備に関しましては、市で責任を持

つという方向は、既にご承知のように示させていただいているところであります。なお、今申しました制度の詳細は明らかでない現段階で、この想定されている制度の評価はできませんが、保護者の就労の状況にかかわらず、子どもが一体的な就学前教育・保育を受けられることは子どもを主体にした制度であると考えております。

次に、篠原こども園の保育料につきましては、保護者の就労状況により、幼稚園に相当する短時間保育では幼稚園保育料、保育園に相当する長時間保育では保育園保育料となります。いわゆる、1施設2制度併用で対応していきたいと考えておりますが、今後は市民負担の軽減を図りつつ、子ども・保護者を主体にした制度設計を検討していきたいと考えております。

次に、竹生地先の住宅開発に伴う施設整備は、こども園としての施設整備を計画しております。

次に、今後の施設整備につきましては、教育・保育需要を踏まえて緊急性の高い地域からその地域の特性に配慮し、可能な限り幼保一元化を図る方向で施設整備計画案の策定を進めているところであり、今後、議会、関係者、市民の皆様の幅広いご議論を期待しております。

5点目の雇用問題についてのご質問にお答えします。

1点目の、市内大企業に対し積極的な雇用拡大を求めることにつきましては、市として企業・事業所に対し、雇用拡大、維持、確保を求めることは重要であると考えており、可能な限りの働きかけをしております。

一方で、市内の一部企業からは、正規職員で近隣に人材を求めても期待に合う人材がないため、遠くから人材を求めざるを得ないという相談も聞いており、いわゆる人材育成と求人ニーズのミスマッチが生じているのではないかと考えております。若い人の能力開発、家庭や学校での考え方や取り組みなど、今後、総合的に考えていかなければならない問題であると考えております。

雇用拡大・確保では、具体的には、野洲工業会との行政懇談会や市内企業への訪問などの機会をとらえ、雇用の創出、維持を初め、地元雇用の促進について依頼をしているところでもあります。

2点目の、雇用のための工業振興助成金を受けた企業が派遣切りなど大量解雇を行った場合、補助金返還を求めるための制度改正についてのご質問であります。議員からご紹介がありました三重県のシャープ亀山工場の件につきましては、当初に定められた協定書

に基づき、いわゆるルールどおりに返還を求められたものであり、新たに制度改正をされて対応されたものではございません。野洲市におきましても、条例及び規則の規定に基づきまして助成金を交付しているものであり、残念でありますがお提案はルール外の対応になり、万が一制度改正を行ったとしても後追いの改正となって効果は発揮できないものと考えております。

6点目の住宅リフォーム助成制度についての質問にお答えをいたします。

1点目の野洲市が実施している中小企業融資制度に関する利子補給の実績と効果についてありますが、利子補給制度は、市内の建設業、製造業、小売業、飲食業及びサービス業など、多業種の事業者の皆さんが、小口簡易資金、セーフティネット資金等の融資を受けられた場合、その支払い利息の一部を補給するもので、平成22年度実績では、184件で609万3,000円を交付いたしました。この184件の当初全体借入額は約18億円であり、設備投資や運転資金として幅広く利用されております。

2点目の自治体の調査の件につきましては、県内13市のうち4市、具体的には大津市、彦根市、近江八幡市、高島市において、平成23年度も住宅リフォーム助成制度に取り組まれる予定であります。

この助成制度を実施されている自治体の現状をお聞きしますと、一定の経済波及効果があるとされている反面、利用者や業者側においては、1つには、家屋のリフォームのため、結果的には当初予定の修繕以上の経費がかかってしまうこと、2つ目には、補助金交付手続のため市民が望む時期に的確に改修工事ができないこと、3つ目には、一定の時期に工事発注が集中するため、業者にとっては臨時雇い等の対応を余儀なくされることなど、また市側においては、運営上の課題として予算措置額が読めず計画が立たないことや、非常に多くの事務が発生し体制整備が必要であるなど、それぞれに課題、問題も抱えておられます。したがって、新たに取り組むことには慎重にならざるを得ないと考えております。

一方、近隣自治体の状況ではありますが、草津市では過去3年間に実施されましたが、制度を利用した事業者が一部の事業者に集中し、市内建築事業者の全体の下支えにはならなかったと総括されています。守山市では、過去に5年余り実施され一定の役割を終え、現在、信用保証料助成の実施により住宅リフォーム助成は実施されておられません。栗東市では当事業の実施は考えておられません。湖南市では、市内産業の活性化に十分な役割を果たすか判断できないということで実施されていないという状況であります。

3点目の住宅リフォーム制度の実施に対する見解ではありますが、1つ目には、景気の悪化は一部の業種に限られたものではないこと、2つ目には、木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業補助金及びエコハウス普及促進補助金制度があること、3つ目には、県内では野洲市だけが唯一これまで継続して経済対策としての利子補給制度を実施していること、4つ目には、地元商工会から当制度創設の要望がないことなど、以上のことから住宅リフォーム制度の創設については、現在は考えておりません。

7点目の竹生地先のリバーサイドタウン開発に関連しての道路問題についてのご質問にお答えをいたします。

まず、団地内の幹線道路、いわゆるアクセス道路と川田橋との交差点についてであります。守山市や守山警察署とも安全対策について協議を進めており、信号機の設置要望を行っております。また、守山市側からアクセス道路への右折規制もあわせて守山警察署と協議を進めております。

今回の県道守山中主線と市道市三宅竹生線の交差点改良につきましては、県と開発業者と野洲市において区間を分担して整備をいたすものです。

ご指摘のセパレーートの解消を目的とした守山中主線平地化もあわせての一体整備につきましては、当然、市といたしましても県に強く要望しておりますが、県においては道路整備のアクションプログラムの進捗状況や財源問題を理由に、現時点では明確にできない旨の回答を受けております。当該箇所の喫緊の課題は、まずは危険な交差点改良の解決であり、これに向けての整備を進めてまいります。今後も引き続き、平地化については県への要望をしてまいりたいと考えております。

なお、現在整備をされております野洲川右岸線につきましても、当該住宅団地の開発があらかじめめどが立っておれば延長がもっと的確にできたのではないかと今になっていけば悔やまれてなりません。

それと、追加でご質問いただきました高校の再編につきましては、以前からも申し上げておりますけれども、まだ正式には県から具体的な案が示されておられません。ただ、地域の学校はやはり重要でありますので、当然その対策が必要であると考えております。それと、特別支援学校につきましても、ご指摘のように、現在、定員が大幅にふえております。先ほどもご指摘のように、再編あるいは新たな施設、制度等、市内の現状、幼稚園、保育園あるいは小・中でも特別支援の必要な児童がいるわけでありますから、その高校への進学を考えますと、施設整備が必要であるというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎） 日本共産党野洲市議会議員団を代表されました小菅議員の「教育方針及び関連問題」についてお答えをいたします。

まず、「少人数学級の取り組み」についてお答えいたします。

少人数学級の取り組みにつきましては、少人数によるきめ細かな指導を推進するための有力な手だての一つであると認識をしております。また、現在の学級編制の実態としましては、小学校の高学年におきましては、その大半が35人を下回るクラス編制となっておりますし、本市では、特別な支援を要する子どもたちを初め、すべての児童生徒の学力保障を期して、市単独で各学校に支援員を配置し、きめ細かな指導に取り組んでいるところでございます。

したがいまして、少人数学級の取り組みについて、本市の教育方針に位置づけていないところでございます。しかし、少人数学級編制の拡充に向けた制度化につきましては、今後も引き続き県・国に強く要望してまいりたいと考えております。

次に、「全国学力・学習状況調査」についてお答えをいたします。

全国学力・学習状況調査は、子どもたちの学力、あるいは学習状況について一定の課題を把握するとともに、個々の子どもたちへの指導に生かすことができる有意義な調査であることから抽出調査に参加しているところでございます。次年度も、子どもたちの指導に生かすため、全国学力・学習状況調査に参加をする計画であります。ただ、その結果の活用につきましては、これまでと同様に、抽出実施校の教育課題の分析等に使用し、学校間比較などによる競争をあおることがないよう配慮してまいります。

続きまして、「県立高等学校の統廃合計画」に関するご質問でございますが、ただいま市長からの回答もございました。この統廃合計画につきましては、財政的な課題解決のみを目的とするものではなくて、「学校規模の適正化」「課程や学科の見直しや再編」「魅力と活気ある高等学校づくり」など、高校教育の質的充実を促すものであると考えております。

今後も、この計画につきましては、地域並びに保護者の意見を十分に聴取し、関係者の合意形成のもとに取り組まれるよう県当局に要望をしていきたい、このように教育委員会のほうでは考えております。

最後に、「野洲養護学校」に関するご質問でございますが、これもただいま市長のほうから答弁がございました。野洲養護学校の諸問題解決に向けましては、設置者である滋賀県

が主体的に判断すべきであるとは考えますが、本市の子どもたちが通う地元の県立学校であることも踏まえまして、家庭・地域の意見を、これも十分に聴取した上で、養護学校の改善の取り組みを進めるよう県教育委員会に要望していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 何点か絞って少しお聞きしたいと思いますが、集中改革プランと今後の財政見通しであります。市長は私の集中改革プランが市民負担強化の施策、これを見直したらどうかということに対して、むしろサービスは向上したというふうに言われましたが、これはまた今度、特別委員会で予算等を含めてまたしていきたいと思うんですけども、財政見通しの関係では、当初予算で市民法人税が約5億円もふえて約10億円ほど計上してありますよね。それで、先ほど市長が言われましたように市民税が税収入がほぼ10億円以上ふえんと交付税と相殺されると。そのとおりやと思うんです。思うんですけども、しからば、平成23年度はこういう当初予算を今組まれましたが、平成24年度以降、今市内の企業の動向を含めて平成24年度以降は法人市民税はどう見込んでおられるのか。個人市民税は一定横ばいか、まだ下向きになるのではないかと私は判断するんですけど、そこら辺の見通しによって今後の集中改革プランも、あるいは格差も影響してくると思いますので、できれば平成24年度以降、もう少し財政見通し、どう思っておいでなのか、お聞きしておきたいと思います。

次に、税徴収対策であります。もちろん市民と納税相談もやっておいでだと思うんですけども、厳然たる事実として差し押さえ件数が急増しております。とりわけ心配しておりますのが、先ほど少し申し上げましたように給与、預貯金の差し押さえについては法76条があるんですけども、これ、ちょっと確認しておきたいんですけども、生活に影響を与える給与の差し押さえは禁じられているわけですけども、市長は先ほど法の範囲内と言われましたが、具体的に給与のどの程度の差し押さえをしているのか。場合によっては全額差し押さえしている場合もあるんですか。ないと思うんですけども、どの程度のパーセントの差し押さえをされているのか。個人によってかなり差があるのか、その辺ちょっと確認しておきたいと思います。

それと、よそでも問題になりました子ども手当等の差し押さえはないでしょうね。その辺についても確認しておきたいと思います。

次に、第2次同和対策基本計画であります。市長は今答弁で、5年以内に終結を明確

にした、たしかそういう趣旨の答弁をされたと思うんですけども、しかし第2次基本計画、そして今答弁、これは言葉はそう言われましたが、答弁全体聞いていますと、それでもやはりこの5年以内に終結の方向はちょっと感じなかったですね。もちろん、私自身もすべての課題がなくなったとは言いません。だと思います。しかし、先ほど言ったように、本当に今、到達点を見たならば、これ以上の特別対策は本当に必要なのかどうかというのは、今この時点でやっぱり結論的なものをしていかなければならないと思うんです。

各論を細かく言うつもりはないんですけども1点だけ言いますと、例えば個人施策の中で同和地区老人福祉医療助成制度をやってますよね。たしか65歳から69歳の老人だと思うんですけども、医療費3割を1割にしてあります。しかし、これは例えば一般施策では既に低所得者老人は1割負担です。だから、経済支援というのであれば、既に一般施策として低所得者老人には措置があるわけです。だから、同和地区に限って特別に全員対象にする必要はもうないと思うんです。これは保育料の補助も一緒です。だから、各論を細かく言うわけではないんですけど、この施策を考えれば、直ちにこういうのを廃止しても、もう一般対策でやっていけると思うんです。

それと、もう一つ。先ほど言いましたように、であれば、私はすべてやめよと言っているわけじゃないんですよ。例えば、今、地区の対策として識字学級をやっておいでですよ。これは当然、廃止せよとそんなことは何も言ってないんです、私自身も。これこそ、地区限定ではなくて、そういう対象者となるべき人たちを全市に広げるべき私は施策だと思うんです。だから、そういうことも含めて、直ちにできるもの、しなければならぬものも、答弁全体を見れば5年以内と言いながら、あるいは先ほど言いましたようにこの第2次計画があれば第3次計画も引き続き進めますよと言っていることから見れば、やはり5年以内に終結を明らかにしたというのは、これはもう実際とは矛盾やと思いますので、今ちょっと幾つか個別のことも言いましたが、その件も含めてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

それと、住宅リフォーム制度ですけど、一定担当課が調査されたのか知りませんが、効果なり実施の手続なりなんなりわざわざ大変なところだけを強調して言っておいですが、この経済効果なり波及効果なりは、これは以前実施して今はやってない自治体も含めて、そして今やっている自治体も含めて、この経済効果はどこのまちでも強調されているはずですよ。だめなところだけを強調しているのは本当よくないと思うんです。

多くの自治体で言われているのは、経済効果としては、予算金額があるとすれば予算金

額の1.5倍から2.0倍、経済効果は全体波及分を見れば2.5倍から3.0倍。それで、特定の業者に固まると言われますが決してそうではなく、その業者の仕事と営業所得がふえることよっての次の2次効果も含めて、これはもう、だからこそこの1年、とりわけ全国的にリフォーム制度を実施する自治体がふえているんですよ。この滋賀県議会でも、知事は難色を示していますが、全会派で県施策として実施すべきだという請願が全会一致で採択されるなど、これはもう効果はすべて検証済みだと思うんです。この否定的なことばかりを集めて制度そのものを否定されるのはいかがなものかと思imasので、経済効果、波及効果について、もう一度、市長か部長か知らないですけども本当のところの調査の結果を言っていただけるとありがたいですね。答弁をお願いいたします。

それと、最後ですが、養護学校の問題ですが、これは結論だけ言いますけど、市長も教育長も全体として問題点・課題点はあるという認識を示されましたが、野洲養護は栗東ですね、それと守山、近江八幡、竜王等々周辺のところから再編された結果、新設校として再編された後そういう学校区になりましたが、そこで先ほど言いましたように生徒が急増している。それが1つです。それで、学区再編によりまして、例えば栗東市からだだとバスだと1時間ほどかかるわけです、通学は。野洲市内でも地域によっては30分、40分かかかる子どもがいるらしいです。だから、総合的観点から校長先生も言うておいででしたが、校舎の増築だけでは極めて対応不可能、だから抜本的な対策が必要ということで今後教育長も要望していくと言われましたが、具体的に新築、この湖南地域での新設校、新たな学校建設ですね、そういうことを含めて要望していただきたいと思うんですけども、具体的にそういうことを含めての要望と理解していいのかどうかお聞きしておきたいと思imas。よろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員の再質問にお答えをさせていただきます。

平成24年度以降の財政の見込みあるいは税収の見込みですけれども、先ほど申し上げましたように経済の動向あるいは国の財政の動向を見ないと、普通でしたらある程度わかるんですが、かなり敏感に物事が振れておりますからなかなか予測は難しいです。ただ、今の経済動向を見ますと、緩やかに右肩上がりて経済は回復していますから、現在の法人市民税で言えば、10億円が下回ることはなくて少し上がっていくだろうと思imas。そして、個人市民税に関しましては、来年度も2億円余りが減収になっていますけれども、これがここでとまるのか、もう一段なのかということですけども、今年ほどは急激には

下がらないですが、かといって経済が上がって企業業績が上がっても市民生活にどれだけ反映されるかという観点からすると、そう大きな回復は見込めないというふうに考えております。ただ、最近の中東情勢等を見まして、原油の動向ですとかそういったあたりでどうなるか、先ほど申し上げましたように予測はつきがたいですが、大まかに言えばそういう見通しを立てております。

それと、差し押さえに関しましては、詳細はまた総務部長からお答えをいたしますけれども、過大な差し押さえはしていないと思っております。ただ、厳しい生活の中でもきちんと税を払っていただいている方、現に差し押さえられる現金を給与とかあるいは口座に持っておられる方、そこを比較しますと、やはり一定の対応は必要ではないかというふうに考えております。

それと、同和対策の5年以内ですけど、これははっきりと「現計画内に速やかに」と言っておりますので、同和対策事業に関しましては5年以内に明確にと考えております。すぐに切れ切れとおっしゃるんですけども、野洲市の場合はこれまで、客観的に見ればかなり過大な、ある意味で行政押しつけ型で同和施策を組み込んでまいりました。それをいきなり切るといようなことは、かえっていろんなところに影響を及ぼします。そういうことで、私ははっきりと5年以内と言っていますし、あえて言えば答申のときの議論でも同和問題があっても同和対策事業はやりませんと申し上げていますが、先ほども部長のほうからも答弁がありました。審議会においても本当に市民の方から、もう少し現実を見るのであれば同和対策は継続してほしいというご意見が本当に各界からあります。むしろ、そこに私たち行政よりもまだもう少し継続という温度差がございますので、それを尊重して現在の形になっておりますので、そのあたり、また積極的な議論を議場だけじゃなしに市民の方と交わしていただければと考えております。

先ほど、民主党政権への評価と言われましたが、私も当初から言ってきました、物事というのは急に変えるといろいろな課題が起こります。やはり、動かしつつ変えていくという方向で、現に個人給付に関しましても経済的な観点の措置を入れましたし、提言をするという仕組みも入れてあります。遅きには失しますけれども、いきなりよそのまちが取り組んできたような準備もなしに一挙にやるというのは危険だと思っておりますので、今言った方向で到達点を明確にしながら進めておるつもりです。

それと、住宅リフォームに関しては、私は否定的ではないのですが、いろいろ情報を得ますとやはり慎重にならざるを得ない。本当にこれで効果があるのかどうか。例えば、経

済波及効果が高いとおっしゃるんですけれども、ご答弁で申しあげましたように、例えば10万円の補助で水回りをさわるとなるとやっぱり50万、100万円になります。なかなかどこかで歯どめがかからない。結果的に大きな金額になりますけれども、利用者にとって本当にそれがいいのかどうか。

それと、もう一つ懸念しますのは、先般も市外の方からの要望が上がっていますけれども、私もいろんな方と接していますけれども、事業者から本当にやってほしいというお声、生の声を聞いていません。職員にも聞いていますけれども、そういった声を聞いてない。私としては、やはり現場主義、当事者主義で政策を展開したいと思っていますので、議場では何回も聞くんですけれども、まちの声としては残念ながら今のところ聞いてないというのが踏み切れない理由で、決して頭から固定観念でリフォーム制度が無意味だという判断はしておりませんが、そういった手ごたえがないということで先ほどのお答えとさせていただきます。

そのほかの答弁につきましては、部長あるいは教育長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 野洲養護学校の質問にお答えをさせていただきます。

野洲養護学校へは守山市あるいは栗東市からも多くの生徒たちが通っております。そういったことから、野洲養護学校の分離新設につきましては、近い将来その必要性が考えられるというように考えております。いずれにしましても、県に対しましては、適正な規模が保たれて子どもたちが安心して学校へ行けるよう、そのような視点で要望を重ねていく考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） それでは、小菅議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほど市長の答弁にもありましたが、差し押さえについては国税徴収法の第76条の規定に基づき実施をしているところでございまして、議員ご質問の差し押さえの限度ということでございますが、例えば、給与の源泉徴収額でありますとか、あるいは健康保険料とか、あるいはまた生計を一にしている、内容によっても異なるということで、個別のケースによって差し押さえ金額も当然計算して実施をしているものでございまして、具体的に何パーセントということはお答えをしかねるところでございます。いずれにいたしまして

も、先ほど言いました国税徴収法の規定に基づいて計算を行いまして、当然、生活費等はそこまで侵すことはない。それは76条にも決まっておりますので、その規定に基づいて実施しているというところがございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（立入三千男君） 子ども手当の差し押さえはしてないかと、今、聞かれた。

○総務部長（岡野 勉君） それは対象にはしておりませんので。

以上、答弁いたします。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。14時30分に再開いたします。

（午後2時14分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党、第8番、梶山幾世君。

○8番（梶山幾世君） 8番、梶山幾世でございます。平成23年3月定例会において、公明党を代表して質問をさせていただきます。

質問に入る前に、去る2月22日、ニュージーランド南部で発生した大地震により亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された方に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思います。まず初めに、平成23年度施政方針について。初めに新年度予算について伺います。

国会で審議中の国の新年度予算は、菅政権が手がけた初めての予算であり、民主党政権になって最初から編成した予算でもあります。その意味で、政権1年の集大成であり、国民から見れば政権評価の総括表にもなります。歳出総額は9兆2千4億に膨れ上がり、税収は約4兆1千億円にとどまり、新規国債発行額は約4兆4千億円に達し、2年連続で国債発行が税収を上回る異常事態となっております。現在、通常国会でさまざまに議論されておりますが、厳しい就職事情など日本の経済再生への道筋が見えない中で、ばらばらな内閣、迷走する政権与党が日本の将来をさらに不安にしております。

新年度予算の執行を裏づける予算関連法案の可決も厳しい中、地方の各自治体では、政局絡みで展望が開けないまま新年度予算案が提示され、予算議会に突入をしております。本市においては、市長のマニフェスト、もっと野洲21計画に掲げられた政策と財政健全化集中改革プランで提案された取り組みを着実に進められ、市民の皆様からも安心の面

も評価するとの声も聞かせていただいているところであります。

本市の予算は、長引く不況で厳しい歳入環境となる見込みの中で、個人市民税は減少が続く一方で、緩やかな景気回復を裏づけるように、法人市民税の増加が期待でき、財政調整基金の取り崩しや市債の活用でやりくりいただき、住民福祉を守ろうとして努力していただいたことと思います。

こうした中で、国の予算が本市にどのような影響を与え、予算案がどのような政策的意図を持って組み立てられたのか、次の点をお伺いいたします。1、平成23年度税制改正大綱では、法人実効税率の5%引き下げが決まっております。その中身は、国4.18%、地方の法人住民税は0.87%であり、法人税の34%が交付税の原資になることから、本市の財政への影響についてお伺いいたします。

2点目、子ども手当は新年度、3歳未満児は7,000円増額され、月額2万円となります。これにより、本市の子ども手当は前年度より増額され、12億3,957万円となっております。国の子ども手当予算案は総額2兆9,356億円、このうち国費で2兆2,077億円を負担し、地方負担は5,549億円、事業主負担1,731億円、地方負担は全体の19%に上り、1万3,000円のうち約2,500円分に相当します。都道府県と市町村で約1,250円ずつ負担する計算になります。この地方負担分についてはさまざまな論議があり、予算を計上しないという自治体の動きもあります。本市の予算案に計上されている子ども手当の財源構成の負担は大きく、民主党政権はマニフェストに従って全額国費で賄うべきであり、地方負担分は計上しないという動きについてはどのように整理され予算計上されたのかお伺いいたします。

次に、市長のマニフェストの中からお伺いいたします。1、昨年度の猛暑対策として市内の幼・小・中学校にエアコンが設置されますが、CO₂削減についてはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

2点目、コミュニティバスの運行において、路線拡大に向けての検討内容がされるということですが、その内容についてお伺いいたします。

3、福祉対策、災害時援護者名簿の整備、地域の実情に応じた個別計画の策定において、具体的にどのように取り組まれていくのか。また、高齢者の要介護者への在宅療養手帳の活用がされますが、どのように活用されていくのか。そして、特別養護老人ホーム待機者への対策をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、財源についてお伺いいたします。国の施策の影響もあり、財政調整基金は残り4

億5,500万円と減少していく中、今後の財政確保と財政調整基金への認識をお伺いいたします。

次に、予算編成過程における市民懇談会の開催は、透明性の確保、市民への周知が図られたとありますが、十分に図られたのか。懇談会により予算に反映されたものがあつたのかお伺いいたします。

次に、平成23年度教育方針についてお伺いいたします。野洲市教育振興基本計画が策定され、子どもたちへの生きる力、学校・園を含めた教育力の向上等が期待される所です。元気な学校づくりは、教師が元気な学校がまず第1条件だと思います。元気な教師の共通項として、授業が好き、子どもが好き、向上心がある、信頼できる仲間がいる、の4つが掲げられております。教育方針では、教師の使命について具体的な内容は掲げられていませんが、教師が元気な学校づくりについて見解をお伺いいたします。

次に、安全・安心の教育環境と子どもの居場所づくりは、年々求められるようになってきました。こうした環境整備ができているところで学習できる子どもたちへのフォローはできやすいですが、現在、不登校で全く学校へ行っていない子どもがおります。さまざまな家庭環境、いじめ等によるもの、原因は決めつけられませんが、不登校が続くと社会への自立が困難となり、社会問題へと発展するケースもあります。オアシス相談員の増員とありますが、現状の取り組みと増員による課題解決についてお伺いいたします。

次に、人権尊重のまちづくりについて。世界では紛争が各地で起きております。その中でグローバル化に向けた平和教育が大事となってまいります。人権を尊重するまちづくりに向かって平和教育への考えをお伺いいたします。今後、平和への使命を担っていくのは、子どもや青年たちであります。青年たちには新しい息吹があり、新しい発想があり、新しい行動があるからですと、最近の対談の中でこのようなことが対談されておりました。また、続いて、マハトマ・ガンジーが語った言葉の中で、もし私たちが本当に世界の平和を実現したいと願うなら、それは子どもたちから始めなければならないと。平和は教育から始まると思います。人間性をはぐくむ教育は、平和への土台となり、教育面の役割は非常に大きいと思います。平和教育への見解をお伺いいたします。

次に、特別支援を必要とする子どもたちへの社会への自立についてお伺いいたします。特別支援教育も保護者の方から安心できると喜んでいただき、体制整備も整ってきました。しかし、一番不安を抱かれているのは、社会への自立ができるか、税金を払って生活できるようにしてほしいと切実に訴えられます。その役割を果たすべく発達支援センターが

設立され、スタートしていますが、社会への自立支援について見解をお伺いいたします。

次に、野洲駅前民有地の買収可否についてお伺いいたします。1月より検討会議が公開で開催され、2月23日に第2回目が行われました。駅前に何を求めるのか、買い取る場合の行事の事業提案、公園、緑地、市民ホール、コミュニティセンター、シニアセンター、ロータリーの整備、公共施設の一部機能として図書館の分室、民間開発の誘導等、買い取らない場合の民間の事業として、地産販売、浴場、大型店舗、飲食店、ホテル、マンション等の提案説明があり、また、買い取った場合の財源の確保と開発の誘導等の提案もありました。意見交換は大胆な発言もあり、財源さえあれば、夢のある、活気のある駅前になると感じました。新快速の終点便もある駅前開発は、長年の課題であり、駅前を野洲の顔として活性化させる大きなチャンスだと思います。限られた期間の買収可否の検討、広報にて開催日は周知されておりますが、検討会議での主な内容、提案等広報でお知らせしてはと考えておりますが、3月1日の広報には、1月度の検討会議の内容が出ておりました。また、最終的には市長の判断で決まりますが、駅前のあり方について市長ご自身の考えをお伺いいたします。

次に、旧分庁舎の利用について、現段階では住宅地開発と聞いておりますが、その後の展開をお伺いいたします。

最後に、支え合う地域社会づくりについてお伺いいたします。日本の社会は大きく変化してきております。血縁で言えば単身者がふえ、地縁で言えば一つ土地で暮らし続ける人が少なくなる。企業の終身雇用も崩れ、職場の人間関係も薄くなっております。いわゆるきずなが急激になくなりつつあります。今年の夏、大きな社会問題となった地域から孤立する高齢者がふえる中で、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくり、在宅で安心して暮らすことができる仕組みづくりは、地域福祉の新しい要請であります。高齢者ばかりではありません。失業や収入が不安定になる中で、離婚や児童虐待がふえ、子育てに悩む母親やDV、うつ病など弱い立場の人たちを孤立させてはならないと思います。また、派遣切りや就職難がニートや引きこもりなどの問題を抱える若者の増加をもたらしております。無縁社会と言われていた昨今、一人一人の安全のために、高齢者や弱い立場の人を孤立させない、支え合う地域社会を構築し、市民が支え合って、輝き支え合う社会を願って、次の点をお伺いいたします。

まず1つ、高齢者の地域見守りネットワークの強化や高齢者の地域における外出・買い物などの生活支援サービスの充実についてお伺いいたします。

2点目に、子育てなどの不安に悩む母親などへの家庭訪問つき相談支援事業の展開についてお伺いいたします。

3点目、ニート、引きこもりなどの若者を総合的に支援する体制づくりについてお伺いいたします。

4点目、児童虐待、DV、うつ病など弱い立場の人に手を尽くす地域づくりについてお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 公明党を代表しての梶山議員のご質問にお答えいたします。

1点目の平成23年度施政方針についてのうち、まず、法人実効税率の引き下げによる財政への影響についてお答えいたします。

法人実効税率の引き下げにつきましては、本来は、税率そのものは下がっても、国の経済全体のパイを上げるという景気浮揚策であります。法人市民税の減税による影響につきましては、税率が下がれば、他の要素を加味しなければ、理論上は当然減収となります。ただし、今回の国と地方を合わせた法人関係税の減税は、景気浮揚策の一環として措置されたものであることから、期待される景気の回復分による増収で最終的にはカバーされるものであり、そうでなければならぬと考えております。

また、地方交付税の財源の一つである法人税も、国の平成23年度予算案は、対前年度比で1兆8,390億円、30.9%増を見込んでおり、交付税財源の根幹である国税5税の法定率分も対前年度比で1兆570億円の増、その他借り入れの利払い等による減額や繰越分や別枠などを加算した国の予算額は、対前年度比で約4,800億円、2.8%の増となっております。

次に、子ども手当の地方負担に関するご質問にお答えいたします。

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの育ちを支援することを目的として本年度より支給されたものですが、制度創設時より目的・効果が不明確であるとの指摘や財源問題とあわせて国と地方負担のあり方、現金給付と現物給付のあり方など多くの議論が交わされてきたところです。

国民が求めている子育て支援の公的サービスの充実を優先すべきであるにもかかわらず、子育ての現場での効果と国の財政状況の双方を無視したばらまきとも言える子ども手当については、野洲市としても懸念を表明するとともに、慎重を期して平成22年度の当初予

算では給付費の計上を見送り、6月補正で対応した経緯があります。さらに平成23年度は国債という借金をさらにふやし、3歳未満児への手当を増額することなど多くの問題に加え、本来は全額国庫負担であると約束され、かつ、そうあるべきものであるにもかかわらず地方負担が継続しており、平成23年度に向けた地方との協議が行われなかったことなどの問題もあります。しかし、平成22年度子ども手当法では、平成23年の2月、3月分の子ども手当は、平成23年度の予算対応が決定されており、6月には給付することになっています。また、平成23年度の子ども手当法が成立すれば、速やかな支給ができるように備えておくことで市民に安心していただけること、さらには、民主主義、法治国家であれば法で決められる限りはそれに従うとの判断により、市の負担分も含めた予算を計上したものであります。

次に、マニフェストにかかわるご質問の1点目の、学校等のエアコン設置に係るご質問にお答えいたします。

近年の猛暑対策として、保護者や学校現場の声もお聞きをして、小中学校及び幼稚園に順次エアコンを整備することといたしました。これに伴い、当然電力使用量はふえ、結果的に一定の二酸化炭素の排出量は増加いたします。しかし、環境対策、温暖化対策は持続可能な発展という考え方のもとに進められるべきであり、今回の対応は、学校等の学習環境の整備や子どもたちの健康保持という生活の質と安全を優先した対策であります。

そうした中で、空調機器の導入に当たりましては、各施設における電力の最大使用量を集中制御するデマンド制御機器の設置や省エネ法の基準に適合する高効率な機器を選択するとともに、改築工事を行う学校には太陽光発電システムを設置することにより二酸化炭素の排出抑制を図ってまいります。

次に、コミュニティバスの運行にかかる路線拡大に向けての検討内容についてのご質問にお答えいたします。

コミュニティバスにつきましては、少しでも市民の皆さんに利用していただきやすいバスを目指し、このたび、アンケート調査や地域要望をもとに、定期券の発行、運行ルートの一部変更やダイヤの改善による増便等で市民の便宜を図ったところです。今後は、これらの変更に伴う利用状況を見きわめ、バスの増車による路線拡大も含め検討し、いわゆる市民の期待にこたえて成長するコミュニティバスを目指して、地域の公共交通としての役割の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、災害時要援護者名簿の整備につきましては、現在策定中の災害時要援護者避難支

援計画に基づき、災害時要援護者名簿の作成を自治会単位で呼びかけてまいります。取り組みがいただける自治会から順次名簿づくりを進めるもので、要援護者名簿には、おおむね65歳以上の高齢者や身体・知的・精神等に障害があり、自力で避難することが困難な人などを対象者とし、自治会のご協力を得ながら、市の保有する情報を加味して本人の同意の上、名簿づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、個別計画につきましては、名簿に基づき一人一人の要援護者の生活状況を踏まえ、避難経路や支援に必要な事項を明記するとともに、平常時と災害時の支援者の役割や行政や福祉医療機関との連携などを定め、災害時に活用したいと考えております。

次に、在宅療養手帳の活用につきましては、この手帳は、市の呼びかけで設置をし、病院、診療所、介護サービス施設、そして行政で構成をいたしました地域医療を考える会で開発をいただいた野洲市初の取り組みであります。平成22年度においては、医院、居宅介護支援事務所等の協力を得て27事例を試行しております。

手帳は、本人、家族を含めて医療、介護にかかわるすべての人がサービス利用情報を共有し、円滑なサービスの利用につなげるもので、入院歴・サービス利用状況・お薬の情報等が記載されていることから、施設利用や病院受診時等において個人の情報が迅速かつわかりやすく有効に活用でき、本人や家族にしてみると安心が得られる取り組みであると考えております。

次に、特別養護老人ホーム待機者への対策であります。市内介護施設の待機者は約400名おられますが、入所できる人数は年間十数名であることから、在宅サービスを利用しながら入所待ちをされているという状況です。要援護者にとっては、住みなれた居宅で暮らしたいとの思いも強いとは思いますが、家族にとっては、精神的、肉体的にも負担が大きく、高齢化や核家族化の進行により、老老介護がふえている現状であります。すべての希望をかなえる施設整備は実際は困難なことから、夜間の訪問看護や在宅介護支援サービスの充実も図っていかねばならないと考えております。

次に、財源の件につきましては、今後の景気の見込みからして、平成24年度においても相当の財源不足が予想され、財政調整基金も不測の事態に備え、すべて取り崩すわけにもいきませんし、また、蓄えを大きく伸ばす余裕もない状況であります。そういったさまざまな要素を考慮いたしますと、集中改革プランは短期のプランであるため、平成23年度に集中改革プランの検証作業とあわせ、財政健全化計画を策定していきたいと考えております。

次に、予算の市民懇談会の関係につきましては、今年度は、要求段階での開催を1回加え、計2回をそれぞれ2会場で実施しましたので、透明性は昨年度よりも確保できたと考えております。また、市民の方への周知面では一段の工夫が必要とは思いますが、今年度は市の広報とホームページでお知らせをいたしました。市民の反応状況は、昨年度は集中改革プランや都市計画税の市民懇談会も実施しており、予算に対する市民の関心度も高く、平成23年度予算においては、集中改革プランの2年目ということもあり、その点で参加者数にも影響が生じたと分析しております。今後は、市民の方々にもっと課題を明らかにして問いかけるといった形での開催が必要ではないかと考えております。また、懇談会による予算の反映状況につきましては、要望的なご意見は平成22年度に前倒しして予算を組んでいるものも含め、予算に組み入れ予定の範囲内でありましたので、結果としては来年度予算に反映できているものと考えております。

次に、3点目の野洲駅前民有地の買い取り可否についてのご質問にお答えいたします。

まず、検討会議での主な内容を広報でお知らせしてはいかがかのご提案ではありますが、基本的には会議の結果は市のホームページや広報にその内容をお知らせしているところであります。具体的には、1月21日の公開会議の内容は3月の広報に、また、2月23日の公開会議の概要は4月広報に掲載いたします。ただ、広報への掲載は、編集・印刷期間などスケジュール上やむを得ず1カ月以上の期間があくこととなりますが、ホームページでは速やかに公開しておりますのでご理解をいただきたいと思います。

公開している資料の中で、特に2月23日に開催の会議で提案をされましたイメージ図等は掲載しておりませんが、決して秘密にしているわけではなく、あくまで政策形成過程の途中段階としての資料であり、説明がないままイメージ図が先行すると誤解が生じるおそれもあると判断し、当日の会議の進行上、パワーポイントにより説明を加えた上でお示したものであります。当然のことながら、会議は公開でありますし、会場に来られた方にはお示ししましたが、これも提案に対するご意見をいただこうとしたものであり、まだまだ説明がないままホームページや広報でお知らせするには、その内容に大胆な提案の部分もあり、現時点ではその段階ではないと思っております。

なお、今月には、第3回目の内部検討会議を予定しておりますし、4月には市民懇談会も予定しておりますので、できる限りご提案の趣旨も踏まえ、情報公開を充実できるよう努めていきたいと考えております。

駅前のあり方につきましては、駅前には多くの方が集まる結接点でありますから、そこで

文化や芸術に触れ、人が集える空間、活動できる空間、さらにはコミュニケーションの空間、さらにはにぎわいを創造できる空間が必要であると考えております。こうした駅前の空間を市が主体になってつくるのか、あるいは民間活力を主体的に生かしてつくり出せるのか、過去20年余りの実績も反省・評価しながら、今後、その可能性と課題を整理した上で、その方向を見きわめ、民有地の買い取り可否の結論を見出していきたいと考えております。

旧分庁舎の今後の方向につきましては、先ほども西本議員の代表質問にお答えいたしました。これまで市民の方々に利活用方針案を募集し、庁内の検討委員会で検証した結果を利活用方針案として議会や市民の皆さんにお示しをしたものであります。今後、市民懇談会などのご意見を踏まえ、議員の皆さんとともに地域の特性を最大限に生かし、活力あるまちづくりの推進を目指していく方針をまとめてまいりたいと考えております。

なお、何度も言っておりますが、決して売り急ぎはいたしません。現状のままでは年間約280万円の経費もかかり、かつ、だれも利用されていない、また、固定資産税が入ってくるわけでもないといった、市民の財産が活用されていない状況でありますので、年度はわたりますが、できるだけ速やかに皆様方と議論の上、方針決定をしてまいりたいと考えております。

次に、4点目の支え合う地域づくりについてのうち、まず高齢者の地域見守りネットワークの強化や、高齢者の地域における外出・買い物などの生活支援サービスの充実についてのご質問にお答えをいたします。支え合う地域社会づくりについて、高齢者の生活支援サービスの充実につきましては、これまで地域社会が担ってきた相互扶助機能の低下や地域社会の連帯感の希薄化が、ひとり暮らし高齢者等が地域とのかかわりが薄れ、買い物や病気時の生活課題として生じてきております。このことから、小地域ふれあいサロンや地元高齢者クラブの加入促進、地域でのサークル活動などの自主的な取り組みにより、地域での助け合い組織や災害時の協力体制を築いていき、市民、行政、社会福祉協議会などが連携して、自立と支え合いの地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、子育てなどの不安に悩む母親などへの家庭訪問つき相談支援事業の展開についてのご質問にお答えいたします。少子高齢化と生活環境の変化は、育児に対する不安や負担感を抱きやすい状況を生み出しております。本市では、保健師による育児相談や子育て支援センターでの育児サロンや子育て講座、保護者交流事業の開催を行っておりますが、平成23年度より、家庭児童相談室に専門職の養育支援訪問員を配置し、養育支援の必要な

家庭に継続的なサポートを行うことで、子育て不安の解消や子育てに必要な情報を提供することで児童虐待の未然防止及び早期対応がさらに図られるものと考えております。

次に、ニート、引きこもりなどの若者の支援体制についてであります。精神疾患からの引きこもり状態にあると見込まれる人は、保健師や精神保健福祉士が家族や本人の思いを十分受けとめながら、県の引きこもり支援センターなどと連携を図り、相談支援に努めております。

また、心身の発達に支援が必要と見込まれる人には、発達支援センターが窓口となり相談支援を進め、商工観光課では専任職員を配置して就労阻害要因の把握、解消への取り組みを関係課と連携しながら就労サポートに努めております。

さらに、平成23年度においては、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用したパーソナル・サポート・サービス・モデル事業により、市民相談室を核として就労困難者に対して、福祉・保健・労政・教育などの関係部署・関係機関などが官民を問わず連携を図り、地域資源等を活用して関係機関でのネットワークを形成し、総合的な相談・支援態勢に一層取り組んでまいります。

次に、弱い立場の人に優しい地域づくりについてのご質問では、児童虐待に対しましては、健康福祉センターでの乳児健診や子育て支援センターでの相談、学校や園での相談などから虐待の通報がなされた場合、家庭児童相談室と関係機関が連携して支援に当たっております。DVの相談では、家庭児童相談室が窓口となり、ケースに合った支援を行っております。また、うつ病などの症状のある方には健康福祉センターの専門職員による健康回復に向けた相談支援を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 公明党を代表されました梶山議員の平成23年度教育方針についてお答えをいたします。

まず、教師が元気な学校づくりについてであります。学校が持つ最大の教育的資源は、教職員の教師力であります。したがって、教職員が元気に生き生きと教育活動に当たることが、元気な学校づくりの基盤であると考えております。このため、元気な教職員の育成を目指し、市教育委員会や各学校・園で行う教職員研修の内容改善、さらには、各教職員のよさを引き出す学校・園の運営に努めるとともに、教職員の健康増進を図る取り組みを計画的に実施してまいります。既に元気な学校づくり事業を実施しておりますが、今

後も教育への情熱と使命感にあふれる教職員の育成に全力で取り組むところでございます。

次に、オアシス相談員に関するご質問にお答えをいたします。今年度、小学校1校と中学校3校の計4校にオアシス相談員を配置いたしました。各相談員は、児童生徒の相談活動だけでなく、学習の支援、さらには保護者面談による保護者支援を行うなどの重要な役割を担っております。平成23年度は、平成22年度に比べて2名増員し、小学校3校と中学校3校の計6校に配置いたします。これまで相談員を配置した小学校では、不登校児童が大幅に減少するなど、その効果は大変大きいと認識しております。次年度、新たに配置される小学校を初め、各中学校においても、相談活動等の充実により不登校児童生徒の支援に向けて大きな効果を期待しているところでございます。

続きまして、平和教育への考え方についてのご質問にお答えいたします。平和は人類が等しく希求するところです。私は、平和教育の推進は教育者の当然の責務であり、あらゆる教育活動を貫く基本的な理念でなければならないと考えます。小中学校では、教科等の時間を通じて、戦争の歴史と実態、国際紛争の現状などを調べたりしながら、恒久平和の尊さを学んでいるところでございます。また、小中学校における国際理解教育の推進や、修学旅行等における戦争被害地の訪問も、平和教育の取り組みの一環であります。

さらに、戦争被害は、最大の人権侵害であることを踏まえるとき、人権尊重の実践的態度を養うことは、これからの平和の担い手を育てる上で不可欠な取り組みであるととらえております。同時に、教師は、みずからの人間性を常に磨き、命・人権を徹底して守り抜く態度を崩してはなりません。今後も人間性あふれる教職員の育成し、平和教育の推進に取り組んでまいります。

最後に、特別支援教育の関係のご質問にお答えいたします。各学校・園では、個別の指導計画に基づいてきめ細かな指導を実施し、自立の基礎となる力を培っているところであります。しかし、社会的自立に向けては、学校卒業後の支援を円滑に進めるため、幼少期から青年期以降を視野に入れた個別の支援計画が必要であり、福祉部局等との連携が大切であると考えております。現在、発達支援センターの心理判定員と教職員との協働によるケース会議を実施するなどの取り組みを進めておりますが、今後は、学校と発達支援センターや障がい者自立支援課などが一層強く結びつき、自立に向けて取り組んでいくことが重要であると認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 梶山幾世君。

○ 8 番（梶山幾世君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

初めに、市長の今回の国の施策による影響はというところでは、余り影響ないということで安心をいたしました。質問させていただきますが、小中学校へのエアコンについて、省エネの機械を設置していくということで対応されているんですけども、夏の一定期間ではありますが、このCO₂がふえることに関しましての短期間でのそれに対する削減ですね、何か意識的に考えておられるのか。例えば、こまめに電気を消すとかですね。そういうことが必要かと思うんですけども、その点の見解を伺いたいと思います。

2点目に、コミュニティバスのことで、非常に使い勝手がいい方向で今取り組まれていると聞いており、非常に利用者の方には喜んでいただいておりますが、ある一面では地方によっては使い勝手が悪いというところもあります。これはもう地域によって差があるのは仕方ないと思いますが、先ほど増便も、一部ふやすことも考えておられるということをお聞きしておりますが、これは早くてどのくらい検討されているのか、こういったデータのもとで判断されるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

次に、在宅療養手帳の活用です。野洲初ということで私も事前にお伺いしておりましたら、手帳ということなので小さい手帳かと思っておりましたら、これが在宅療養手帳ということで、本当に冊子に近いような大きな、本当に具体的な内容が書き込まれるもので、非常にこの活用がうまくいって、介護者とか介護される方たちが本当にスムーズに安心していただければいいなというふうに思っているんですけども、実際、今27事業への試験的活用とのことで本格的には平成23年度から始められるということで、実施状況ですね、これは非常に書く作業が要ると思うんですね。書くということは、医師が書かれたり介護者が書かれたりという労力もあると思うんですけども、この辺の検証ですね、成果と検証等はどのようにされていくのかお伺いしたいと思います。

次に、特別養護老人ホームの待機者対策ですけども、施政方針ということでほかの党からもさまざまな観点から出ておりました。昨日も、国の予算の委員会で質問にもありましたけれども、実際、現在の待機者は国は42.1万人ということで、その中で野洲市が400人ということになるんですけども、この中で、介護のために仕事をやめざるを得ないという実態が、国の把握されている人数では13万人あったということでございました。また、野洲市におきましても、そういったやめざるを得ない状況の中で仕事を絶ったという方の声も聞いております。先ほどからも答弁でありましたけれども、今後そういった待機者がどのような家庭環境の中で今待っておられるのか、在宅介護をどのような環境の中

でされているのか、そういった実態を十分に把握されて、その方たちへの緩和策を本当に真剣に考えていかなければいけないと思います。在宅介護の方の希望といたしましては、いつでもすぐに特老に入れていただきたい、そうすると非常に生活がスムーズにできるという声を聞きますけれども、今のこの待機状態と、先ほどの市長の特老がふえればまた介護の料金も上がってくる、保険料も上がってくるということで、なかなか、あちらが立てばこちらが立たないという、そんな状況の中でありますけれども、しかし、かといってやはり特老に入れないから仕方がないということではいけませんし、しっかりと実態調査をして取り組んでいただきたいと思います。

先日も、先ほどもありました、今入っているところを期限つきで出なければいけない、その受け入れ先がなくてどうすればいいかという相談も受けました。あちらこちらとご一緒に、いろいろとどこか入るところはないか同行させていただきましたがけれども、どこもいっぱい入れない。そういう中で、その方は認知症だったので、今回、市が改めて民間がオープンされますグループホームをご紹介いたしました。4月からということで。早速資料も取り寄せ、私も問い合わせいたしましたら、民間ということで非常に高いんですね。お金があれば、すぐにでもこんなきれいなところに入れてあげたい。しかし、実態を聞きますと、18万円から20万円毎月払っていかねばいけない。手付金は30万円というものでしたけれども、手付金の30万円は払えたとしても、あと18万、20万円と毎月支払っていくのは非常に無理ということで断念され、今、どうすればいいかと。その方は娘さんがうつ病で、結婚されているんですけども、うつ病で帰ってこられて、今その治療に当たっている。子どものうつ病を何とか治そうと思って頑張っているところに、認知症の母がまた施設から戻ってくる。そうすると、また二重苦になって、子どもがますます病気が、治る方向に行っていたのが治らないのではないかと、本当に泣きながら相談をされました。しかし、現状どこにも入れないのであれば、入所申し込みだけはして、あとは祈るような思いで待っているという現状の方が野洲市内におられません。本当に心痛む思いで聞かせていただきましたけれども、そういう方が本当に少しでも心が緩和できるように、その実態もしっかり行政が知っていただいて取り組んでいただきたいと思います。

この実態調査、先ほど市長の前回のところで調査をしていくということでしたけれども、具体的にどのようにされていくのか再度お伺いしたいと思います。

市民懇談会は、これから人数の把握については、今回減ったということでまた検討して

いくということですので、同じ方の参加ではなくて、本当にもっと市の財政がどのように運営されているのかということ、このように本当にオープンに透明化に向かって取り組んでいくということで、市長は本当に言ってくださっているのであれば、もっともっと多くの方にそういった予算の説明会に参加いただいて、本当に一緒に財政難を乗り越えていくという思いになっていただけるように啓発をしていただきたいと、これは望みます。

それから、駅前民有地の買収可否について言っていただきましたので、この件にちょっと触れたいと思います。私も何とか広報に1カ月おくれの掲載なので、21日、23日であれば、次の号に載せられないものかと思うんです。それは難しいということでありましたけど、これは締め切りで無理なんでしょうか。再度伺います。やはり、次の説明会の案内が3月広報に出てますけど、これはやはり2月の内容をしっかり知った中で提案してあげるほうが、参加する方も興味を持っていかれると思いますが、ワンクッション中身がわかりませんので、できれば次の号に載せていただきたいんですけども、3月16日に今度ありますけども、これだと4月1日には間に合うのでしょうか。この辺もお伺いさせていただきます。

今、市長のとらえ方ですね。駅前のとらえ方、私も今回2回目です。初めて参加させていただきました。さまざまな意見が飛び交っていく中、いよいよパースも見せていただき、提案の内容ですけれども、そういったものを見る中で、そういうものを見たことがありませんでしたので、何かわくわくする思いで見せていただきました。しかし、それを達成しようと思うと、非常に財源がかかる。そういう中で、実現のためには財源確保と同時並行でいかなければいけない。そういう思いで皆さんの意見を聞かせていただいております。中には傍聴者から、8号線から北口の元IBMのあったところまで総合的に考えていかなければいけないのではないかということもありましたけれども、今の段階ではそういうことは不可能だと思いつつ、今、南口の整備を中心に進めていくべきだと思って聞いておりました。

そこで、先ほど市長の、にぎわいのあるまちに、文化・芸術、にぎわいのある、また空間がある駅前ということの中で、前回の市民説明会でも出ておりましたけれども、野洲の文化ホールが非常に老朽化が進み、これも改修するとなると、かなりのお金がかかる。ここで、この際、野洲文化ホール小劇場を売却して財源にしてはどうかという声もありました。そういう方法も考えられないことはないということも市長のほうからは伺っておりますが、この文化ホールのそういった処分での財源確保について、再度市長にお伺いしたい

と思います。

次に、教育方針についてお伺いさせていただきます。特に元気な学校づくりには教師のウエートが非常に高いということで、先ほど答弁がありましたけれども、教職員のよさを引き出すという部分ですね。これはどのようにして教職員のよさを引き出していかれるのか、また引き出しておられるのか、これをもう一遍お伺いしたいと思うんです。先日、早朝NHKを見ておりましたら、ある教師が、大阪ですけど、大阪はお笑いのまちでもあります。漫才とかお笑いが好きな先生がおられまして、そういうことに興味のある生徒3人がトリオをつくって、そしていろんな行事にその子どもたち3人トリオを出させて、笑いを皆さんに笑っていただいている。それは単なる笑いではなくて、人への思いやりとか、本当に支えていくとか、連帯感のある、みんなが助け合っていこうという、そういった本当に前向きな内容で、それも子どもたち自身にネタを考えさせてさせているという。そういう中で、ふざけた内容であれば先生が指導する。そしてまた、そういうお笑いをしていけると、どうしても授業中に何とか笑いをさせようというところで授業に取り組んでいる、そういうところは先生がしっかりと、またそういう漫才のトリオの中で指導していくという。そういう中で非常にいい雰囲気でお笑いのある学校が出ておりました。それも、先生の持つ体験とかよさとか、そういうものが授業に反映されて明るい元気な学校づくりになっておりますが、そういったことは非常に教職員の個性を生かした学校、またそういった性格を生かした学校、いろんな面を本当に自分自身によって人間教育していくという部分が教師の使命には非常にあるかと思うんですけれども、その辺の、どのようにして教職員のよさを引き出して、また学校の職員として反映されておられるのか、これを1点まずお伺いします。

2点目は、不登校対策でございます。教育委員会から出されております今回の教育振興基本計画の6ページですが、ここに不登校児童・生徒数の実態が書かれております。ここでは、小学校では平成21年度16人、中学校では48人。これは30日以上欠席した児童生徒ということで、これは非常に大きな課題であるにとらえます。先日、ある保護者の相談、これは生活相談だったんですけども、子どもさんの相談ではなかったんですけども、伺っていると、うちの子どもは中学校にもう何年も行ってないんだということで、どうするんですかと聞くと、無理やり行かせるわけにもいかないから仕方がないんだと。先生のほうも時々来てくださいますということで、なかなか前に行っていない。そういう現状を聞かせていただく中で、そういう子どもが大人になったとき、社会へ自立したときに、

またお給料がきちっともらえない、生活ができない、そこでまた本当にぐれてくるとか、いろんな問題を起こしてくる。そういったことにもなりかねないということを痛切に感じました。

そこで、30日以上欠席した子どもたち、中学校では48人、義務教育が3年間で終わっていきませんが、そういった生徒への対策が急務だと思います。今の状況では、まだまだ不備ではないかというふうに私は感じております。以前、ふれあい教育相談センターのドリーム教室とかに通われている方は、不登校が治って学校に行くようになったとか、とても喜んでおられますが、せっかくふれあい教育相談センターがありながら、そこへも行くことができない。そこに先生の訪問にも限界があるかとは思いますが、本当に保護者との連携をしっかりとりながら、やはり保護者の意見だけに任せるのではなく、子どもの義務教育をしっかり受けられるように学校として取り組んでいくべきだと考えますが、この件についてよろしく願いいたします。

最後に、地域で支え合うまちづくりの件で質問をいたします。

まず1点目、今、地域で支え合うまちづくりの大きな地域でのかなめは、民生委員さんにあると思います。私の地域青葉台でも民生委員さんの提案で非常にリーダーシップをとっていくというのは大変かと思うんですけども、提案していただいて、ふれあいサロンが立ち上がり、今1週間に1回、65歳以上の方のサロンが1年以上続き、そこに集ってくる方々は本当にこのサロンが楽しみだということで、毎回参加されております。そういった中で、社会福祉協議会の方も非常に労力をいただいておりますけども、このサロンの充実はやっぱ民生委員さんにかかっていると思うんですけども、民生委員さんへの環境整備ですね、皆がそういった取り組みやすい環境に民生委員の方が置かれているのか。まず1点、それをお伺いしたいと思います。

次に、子どもの相談体制の件ですけれども、こんにちは赤ちゃん事業ですね。今、4カ月以上から行っていただいているようですが、ここで出会えない人があると思うんです。そういった方のフォローをどのようにされていくのか。先日、健康福祉センターに行きました折に、子育て支援センターを見ましたら、たくさんの方でにぎわって、子どもも保護者の方も一体となって集っておられました。ここに来られている方は非常にお互いが連携をとって安心した子育てができていいるなということを感じたんですけども、そこにも行けない、また行政の担当者が訪問しても出会えない、そういった方が非常に心配になるところです。そういった出会えない方の把握が十分にされて、また地域との連携をしっかりと

とっていかれているのかどうか、この点もお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の代表質問に係る再質問にお答えをさせていただきます。主なところは私からお答えをいたしまして、具体的なものは部長のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目のCO₂の削減であります。当然きめ細かな省エネ等は一層進めてまいります。ただ、それを前提にしても、当然申し上げましたようにCO₂はふえると思っています。ただ、これはやはり子どもの健康とか学業の促進という観点でいたし方がないと思っていますが、中期的には先般も給食センターのエネルギー消費をお示ししましたが、全然そういう観点なしに設計されていまして、手づくりの料理を子どもにとという発想が先行しております。今後、施設の更新等のときにもっともっと省エネ型で設計しないとだめだと思っておりますし、例えば、市内の街灯につきましてもLEDの電球にかえるとかといったことで総合的に全体の削減を図っていくべきで、学校の中だけでそれを賄うというのは、質を向上させた分はどこかへ出てきますので、不可能で、今申し上げたような総合的な対応の中で削減を図っていきたいと考えております。

それと、バスですけれども、今回の改正で、かなり工夫をいたしましたので、先のご答弁で申し上げたように、バスを1台ふやす、2台ふやさない限り不可能だと思っています。今長いコースですとやっぱり50分ぐらいかかっておりますので、その便宜を改善する、あるいは今きちっとサービスが供給できてない地域にサービスに供給するということから、バスの台数をふやした増便が必要になりますけれども、バスを購入するのに大体1,000万円前後かかりますし、運行費用が現時点で大体600万円ぐらいかかっております。持ち出しがです。ですから、そういう財政的な観点を見極めながらいかに市民サービスを充実するのか、無料よりは100円いただく中で、そういうあたりをサービス供給で取り組ませていただきたいと思いますと思っています。来年度1年ぐらいかけた検討ですので、実施時期はもう少しかかるかなというふうに思っております。

あと、手帳につきましては、これはひな形が野洲初なんです。ひな形がありまして、京都の乙訓の医師会が使っておられたものを参考にさせていただいてますが、地域の実情を関係者が詰めてつくっていただきました。確かに詳細にはなってますけれども、使う側からつくられておりますので、記入等の煩雑さについてはそれほど大きな問題ではないと

思っております。

ただ、今年度施行しましたので、またいろいろご意見をいただきながら、改善は加えていただきたいと思っておりますし、来年といいますか、近い将来は、湖南4市でこのひな形でいこうということを医師会のほうで考えていただいているということからすると、使いやすい、実効性のあるものをご評価いただいているのではないかと思います。

それと、高齢者施設の待機者、あるいは民間施設サービスが高額であるからなかなか使えないというご意見、私も全くそうだと思っております。ただ、これは、先ほども申し上げましたように、介護保険の仕組み全体を考えないとだめでして、サービス供給は民間、保険は市町がやる。そして、その負担は税と市民の保険料という、この仕組みでいきますと、財政的にどこかで行き止まりが来ます。ですから、財源をどこから調達するのかということも含めて考えないといけませんし、今の仕組みですと、先ほども約400名の方と言いましたけども、実数が把握できない仕組みです。サービス供給は民間ですから、市は細かいところの把握ができていません。これは仕組みの欠陥でして、市がサービスを配慮しようと思っても、直接のニーズが把握できないという状況です。それで先ほど申し上げましたように実態把握をしたいと思っております。どうするかということにつきましては、これは要支援の方ですから、ケアプランがありますので、ケアマネジャーがそういう観点からデータ収集とか、評価をすることによって達成ができるというふうに思っております。

本当に保険に入っていていながら必要なときにサービスが供給できないというのは深刻な問題で、市民感覚からすると、あり得ない制度だと思っておりますから、すぐにはいきませんが、すべての情報を持ちよって財源見通しを立てた上で、国にも求めるとともに市民の安心を確保するという観点から改善は加えていきたいと思っております。

それと、5点目の駅前だったと思っておりますけども、駅前につきましては、まずお知らせにつきましては、広報には3月16日をやったのが4月にというのは実際無理です。編集とか印刷に半月以上かかります。改善点はといいますと、月初めにやらない限りだめです。本来は、例えば3月の初めぐらい、今回は緊急事態がありまして、いろんな方の調整をした結果、こういう2月の後半ですとか3月の半ば過ぎになっています。もしか広報できちっとお知らせをしようと思うと、例えば、月の5日ぐらいまでに会議を終えておけば、手続上は可能かなと思っておりますが、今回の取り組みも日程を大体決めてしまっていますので、今後の反省点として、ご提案として受け取らせていただきたいと思っております。

それと、文化ホールを売却して、施設をとということですけども、これはいろんな意見の

中に出ていまして、文化ホールを売るといふより、文化ホールの土地を処分した場合、当然相当の収入が入ってきますが、それが新しい土地の購入に充てないといけませんので、そう簡単な話ではないと思っています。ただし、野洲の場合は、大ホールと小劇場を持っておりまして、結構ホールの容量の割には土地が広く使っています。あるいは駐車場も現時点では立体化できてなくて平面駐車場です。ですから、現況のホール機能をもう一度再編成すれば、余分な土地といえますか、余剰の土地が出てきますから、それを活用することによって資産売却と新たな土地、あるいは建設費を賄うということは一定の可能性はあると考えていますが、もう少し詳細な検討が必要ではないかと考えております。

あと、地域で支え合う問題につきまして、民生委員さんの活動をできるだけ市が支援したいと思っておりますけれども、これにつきましては、部長からご答弁させていただきます。

以上よろしく申し上げます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 梶山議員の1点目の再質問にお答えさせていただきます。まずは教師のよさを引き出すということについてでございますが、それぞれの教師の個性をどのようにして引き出すかということが大事でございます。そのためには学校に一つの具体的な目標を持って、それにみんなが教師集団がかかっていくということが大事だと思います。一つ、例を挙げますと、これはある学校でございますが、土川平兵衛さんという郷土の題材を中心にして音楽集会をつくり上げていくという、こういう実践をして、全国に研究発表をした学校がございます。これらは、1年間音楽集会、そしてしかも郷土のいろんなものを題材にしてという、そういう中で、それぞれの教師が自分の持ち味をそこへ結集をしていく。そういうようなことで、元気な学校づくり、そして、元気な教師づくりの一つの例として紹介させていただきたいと思っております。

今、野洲市内では、それぞれの学校でそういった取り組みをしておるところでございます。これは、元気な学校づくり事業の予算を使ってやっているわけでございますが、若手の教員が非常にそういう形で育ってきているということを報告をさせていただきたいと、このように思います。

2点目でございますが、不登校の児童生徒への指導対応についてということでございますが、一人一人の子どもたちの持っている要因、あるいは背景、そういうようなものが不登校一般じゃなくて、それぞれ全部違うというところが子どもたちの大きな特徴であろうかと思っております。したがって、学校におきましては、学級担任を中心に生徒指導の担当

の者とかが一人一人のそういったことをとらまえながら、見立てをして、そしてそれにどういうふうに対応していくかというような、こういった支援をしているところでございますが、一番の原則になりますので、やはり家庭訪問をすること、学校へ来られない子どもたちにこちらから家庭訪問を繰り返して、そしてその子どもたちと教師がきずなをつなぐこと、そこから物事が始まっていくわけでございまして、そういった努力を各学校ではさせていただいていますが、なかなかそのきずながつながらないというところに一つに大きな悩みがあるのではないかと思います。

そういうような点で、学校のほうでは、オアシス相談員の配置をいたしましたり、あるいは専門家の意見を聞いたりしながら、あるいはふれあい教育相談センターなどとも連携をしながら、家庭訪問機能を充実して対応をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 梶山議員の再質問にお答えをさせていただきます。まず1点目、民生委員がサロンでのご協力をいただいているということでございますが、現在サロンも自治会で活発に取り組んでいただきまして、現在55自治会で61のグループが月1回ぐらい取り組んでいただいていると。民生委員さんにご協力いただく部分と環境整備ということですが、それぞれ自治会でこのサロンを進めるための福祉組織というのか、そのようなものをつくっていただいていますので、そこで民生委員さんの本来の福祉活動に支障のないような形で、私どももそういうことでサポートもしていきたいと考えております。

2点目が赤ちゃんのということですが、うちの健康推進課では母子健康手帳を配付した段階でお子さんがお産まれになったときに、産まれましたよというようなおはがきをいただけるようになっていきますので、できるだけ2カ月以内に訪問して、育児の相談とか今後のことについてご相談を申し上げますし、おおむね8割ぐらいがそこでフォローアップできていると思います。ただ、どうしても実家のほうに帰られたり、そういう部分がありますので、あとは電話等で確認して、年間に500名余りのお子様が産まれるということですので、その部分で95%ぐらいは把握できていると、原課で聞いていますし、最初の健診でいうと4カ月ということですので、ここまでにすべての方の把握ということで努めているところでございます。

それから、在宅療養手帳ですが、先ほど市長がご答弁申し上げましたけども、それぞれ

家族の方の書いていただく部分と介護施設、ケアマネさん、また病院、これがそれぞれあの中を自分で書いていただくということで、分担して書いていただくというような仕組みで運営をしておりますので、またご理解賜りたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 梶山幾世君。

○8番（梶山幾世君） 最後に、先ほどちょっと質問しそびれたんですけども、支え合う地域社会づくりの中で、今地域包括支援センターができて、高齢者対策とか一部引きこもりで大変な方のところに地域包括支援センターの方が訪問していただいて、非常に助かっているという声も聞いておりますが、今1カ所地域包括支援センターが健康福祉センターのところにありますけども、これで十分対応されているのかどうか、また今後地域包括センターがより運営できるような対策を考えておられるのか、その点を最後に聞いておきたいと思います。

最後ですので、山仲市長に対しまして、財政が一番厳しい中で山仲市政が誕生いたしました。そんな中、財政集中改革プランを山仲市長ならではの大胆な取り組みで財政危機を乗り越えていただいたと思っております。これから後2カ月足らず、後半戦に山仲市政は向かうわけですけども、また駅前の問題とかさまざまな大きな課題も控えていると思いますが、やはりまず第1には財政の健全化で、市民の皆さんは何か悪くなると、夕張のようにならないとか、そういう声が上がってきますので、そういった面での安心して運営できる財政の健全化に向けてと、あと、これから本当に夢のあるまちづくりに取り組んでいただくことを望みまして私の最後の質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の再々質問、地域包括支援センターについてのご質問にお答えをさせていただきます。

確かに万全かという点、まだまだ職員もたくさんいたほうが一段きめ細かくなりますし、場所につきましては、本当はまち中で人口の中心のところにあったほうがいいと思っておりますが、現時点ではあそこに立地していますし、野洲市でもう1カ所という点で人的な資源が分散いたしますので、やはりあそこで充実ということで、職員も今充実しておりますし、来年度も、組織はそのままですけども、一層の人的充実を図ることによってきめ細かな対応を進めさせていただきたい。特に実態把握がなかなかできてません。きめ細かくでき

てませんので、先ほど申し上げました高齢者の方の一層の実態把握と将来の見通し、これまで言ってますけれども、行政の施策というのはこれまで一般化ですべての人にとということだったんですが、やはり個々の市民の方をきちっと念頭に置いて、その方たちに合った対応が必要だと思っております。

いわゆる一人を救えない施策はだれをも救えないというふうな観点から、できるだけきめ細かな対応と施策展開に努めてまいりたいと思っておりますので、ぜひご支援をよろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明9日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き代表質問及び一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後3時41分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成23年3月8日

野洲市議会議長 立入三千男

署名議員 野並享子

署名議員 小菅六雄